

[経済産業省委託事業]

中国独立サイト上での権利侵害行為への
対策研究

2015年2月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

目次

一. 総論	1
1. 調査背景、目的	1
2. 調査概要	2
二. 独立サイト上の権利侵害の実態	3
1. 模倣品販売型	3
2. ブランドただ乗り表記型	5
(1) 著作権侵害型	5
(2) 商標権侵害型	8
(3) 不競法違反型	10
3. SEO、広告で、ただ乗り行為をより悪質にする行為	16
三. 独立サイト上での権利侵害行為の状況	22
1. 当局からのヒアリング結果	24
(1) 独立サイトによる侵害行為への対応件数	24
(2) 土地管轄	25
(3) 取り得る措置	26
(4) 対応する際の留意点等	31
(5) 措置に要する所要見込期間	33
(6) 必要書類等	34
2. プロバイダからのヒアリング結果	35
(1) 独立サイトによる侵害行為への対応件数	35
(2) 土地管轄	35
(3) 取り得る措置	35
(4) 対応する際の留意点等	37
(5) 措置に要する所要見込期間	37
(6) 必要書類等	38
3. ヒアリング結果小括	38
(1) 当局を通じた独立サイトへの対応	38
(2) プロバイダを通じた独立サイトへの対応	39
四. 独立サイト上での権利侵害に関する関連法規・判例	40
1. 法令紹介	40
(1) 権利侵害責任法	40
(2) インターネット取引管理弁法	41
(3) インターネット情報サービス管理弁法	44
(4) 情報ネットワーク伝達権保護条例	46

2. 判例紹介.....	49
(1) プロバイダの責任を認めた判例.....	49
(2) 独立サイトの閉鎖等を認めた裁判例.....	51
五. 独立サイト上での権利侵害行為に対する対応策.....	54
1. 総論.....	54
2. 調査.....	54
(1) 調査の必要性、調査手法.....	54
(2) 行為主体の特定.....	55
3. 対応方針の検討.....	55
(1) 警告状送付.....	56
(2) 行政摘発、刑事摘発.....	56
(3) プロバイダへのサイト閉鎖要請.....	57
(4) 民事訴訟.....	58
(5) その他.....	59
六. 独立サイト上の権利侵害行為に対する削除手段（簡易マニュアル）.....	60
（付録）.....	64
京東ネット削除マニュアル.....	64
当当ネット削除マニュアル.....	68

一．総論

1．調査背景、目的

中国ではインターネット上での知的財産権侵害行為は現在多様性を呈しているが、個別サイトを立ち上げ商品を宣伝、販売しているサイト（以下、「独立サイト」という）において、どのような権利侵害行為があるか、対応策や対応当局など不明な部分が多い。そこで日系企業の関心が高い独立サイトにおいて、知的財産権侵害が認められた場合に、迅速かつ円滑な対応ができるよう情報収集することを目的として、本調査を実施する。

なお、本調査は IP フォワードに委託し実施した。本調査が日系企業の模倣対策の一助になれば幸いである。

2015 年 2 月
日本貿易振興機構上海事務所
知識産権部

2. 調査概要

調査項目は以下のとおりである。

- ①独立サイト上での権利侵害の実態調査
—模倣品だけでなく、不正競争等も含む
- ②独立サイト上での権利侵害行為の状況確認
—事例収集・分析
- ③独立サイト上での権利侵害に関する関連法規・判例の調査
—関連法律・法規も含む
- ④関係当局、プロバイダ等へのヒアリングや意見交換を通して対応策への研究
- ⑤独立サイト上での権利侵害サイトの削除手段（簡易マニュアル）

また、あわせて、京東ネット（[http://www. jd. com/](http://www.jd.com/)）、当当ネット（<http://www. dangdan. g. com/>）の削除手続についても調査対象とする。

二. 独立サイト上の権利侵害の実態

1. 模倣品販売型

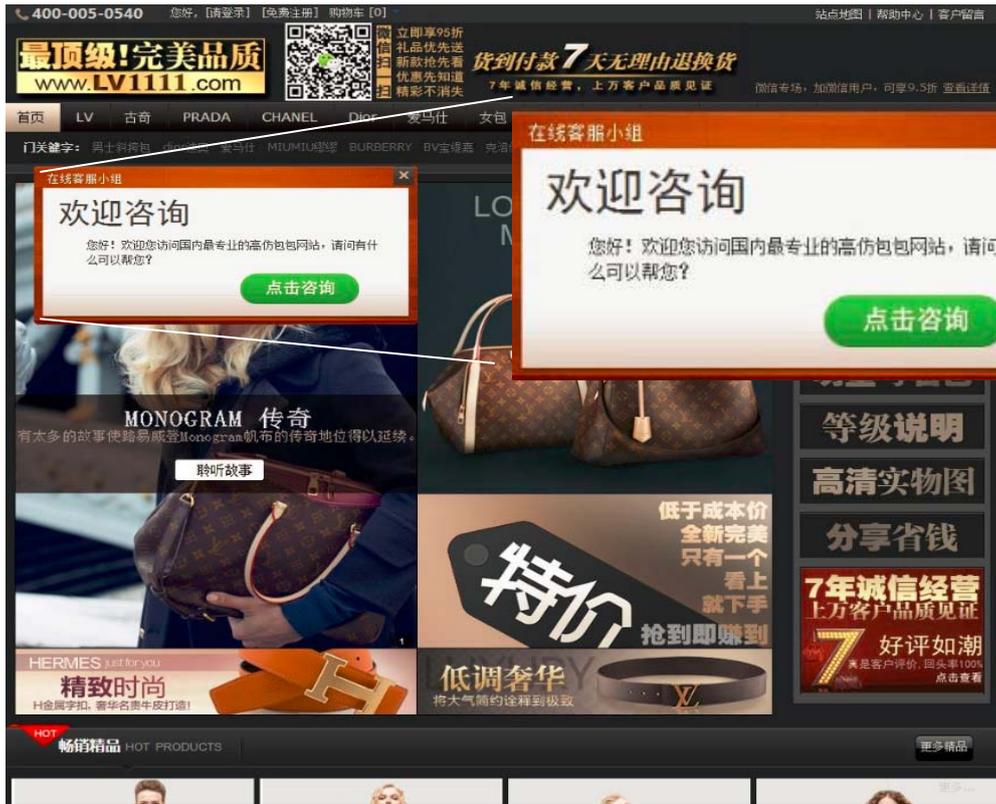
ウェブサイト上の表記には違法行為が存在しないが、模倣品を販売しているケースである。タオバオ、アリババ等の著名なオンラインマーケットで模倣品が販売されるケースも多いが、独立サイトで模倣品が販売されるケースも少なくない。むしろ、模倣業者が独立サイトを有している場合は、程度はともかく、同サイトを通じて模倣品を販売しているものと考えられる。

例えば、以下のサイトは、一見すると真正品を販売しているようにも見えるが、サイト掲載の連絡窓口に連絡すると、掲載する写真も販売する製品も模倣品であると自認するサイトである。



<http://www.rennes.cn/>

また、例えば以下のサイトではサイトをクリックすると、「专业的高仿包包（=高級模倣品バック専門店の意）」という表記が出てきて、むしろ、模倣品であることをPRしているサイトである。



<http://www.zypcb.cn>

2. ブランドただ乗り表記型

(1) 著作権侵害型

サイト上で権利者企業の自社ウェブサイト、商品写真、モデル、キャラクターを無断で使用し、権利者企業のブランドにただ乗りするパターンである。この場合、模倣品は販売せず
に真正品を販売するサイト、及び、模倣品を販売するサイトがある。

例えば、以下のサイトでは、権利者企業の自社ウェブサイト上の商品写真を無断でそのまま使用しているサイト例(模倣品を取り扱っているものの例、そうでないものの例)である。

〈模倣品を取り扱っている例〉

<http://www.1phone-mobilephone-hk-zh.com-app1e-1phone-mobilephone.fcey wz. cn/ip5s/>



(参考) 権利者企業のオフィシャル HP <http://www.apple.com/cn/iphone-6/>



上記は、権利者企業の自社ウェブサイト上の写真をそのまま盗用していると思われるサイトであるが、同社へのヒアリングによると、取り扱っている全ての商品は、「精做品」だと自認したため、上記サイトで、同社は模倣品を取り扱っていることが疑われる。

〈模倣品を取り扱っていない例〉

<http://www.pplady.com/gallery.php?id=4274>



(参考) 権利者企業の公式オンラインショップ

HPhttp://www.estelauder.com.cn/cms/anrs/index.tmp?cm_sp=Gnav--BS--ANRSET



上記も、権利者企業の自社ウェブサイト上の写真をそのまま盗用していると思われるサイトである。同社へのヒアリングによると、取り扱っている全ての商品は、ブランド代理より仕入れているので、ブランドの写真をそのまま利用していると自認しており、また、利用者も真正品だと評価している。したがって、同社は模倣品を取り扱ってはならず、真正品を仕入れ、販売しており、売上を伸ばすために、上記著作権侵害行為に及んでいるものと思われる。

(2) 商標権侵害型

サイト上で、権利者企業のロゴや標識といった商標を無断で使用するパターンである。いずれの場合も、模倣品を販売するサイト、しないサイトがある。

例えば、以下のサイトでは、権利者企業のロゴや標識を無断で使用しており、この点について、商標の使用であるか検討の余地があるものの、商標権侵害行為である可能性がある。

〈模倣品を取り扱っている例〉



<http://www.tqggg.cn/>

同社へのヒアリングによると、取り扱っている全ての商品は、模倣品だと自認しており、上記サイトで、同社は模倣品を取り扱っていることが疑われる。

〈模倣品を取り扱っていない例〉



<http://www.bjmoutai.cn/>

上記業者は「茅台」ブランドの白酒の正規代理であるが、同社サイトのチャット画面にまで「茅台」のロゴを使用しており、このような態様での使用は、もちろん一概には言えないものの商標権侵害に該当する可能性もある。同業者は模倣品を取り扱ってはならず、真正品を販売するに当たり、売上を伸ばすために、上記商標権使用行為に及んでいるものと思われる。

※なお、上記「茅台」ブランドの権利者企業は、以前、上記と類似する事例において、正規代理店の「茅台」ロゴの使用が商標権侵害に当たるとして提訴している事例もある。

(3) 不競法違反型

「権利者企業の代理店である」「権利者企業と技術提携」などと虚偽の広告を掲載したり、権利者企業のオフィシャルサイトを不当にリンクしたりするパターンである。この中には、商標を自社の商号として使用するパターンもあり、この場合は、より消費者への誤認混同の程度が大きい。また、この場合、模倣品は販売せずに真正品を販売するサイト、及び、模倣品を販売するサイトがある。

例えば、以下のサイトは著名ブランド名をドメインに使用して模倣品を販売しているサイトである。

〈模倣品を取り扱っている例〉

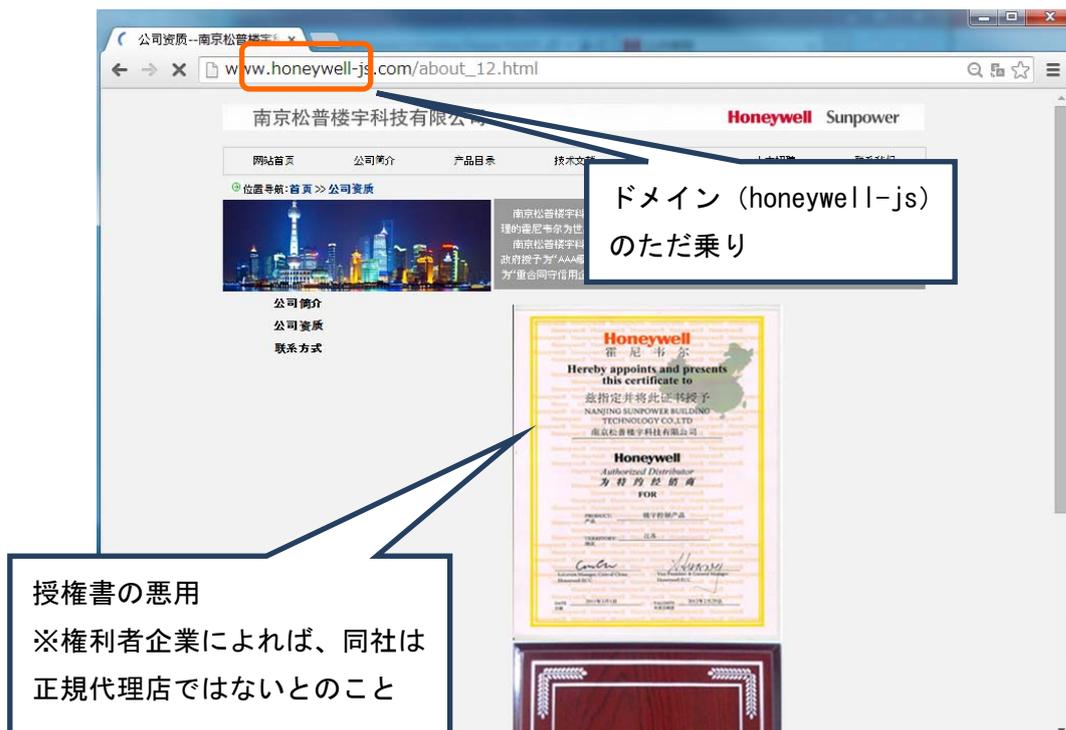


<http://www.gucciblog.com/gucci-nanshibao/>

上記業者へのヒアリングによると、取り扱っている全ての商品は、模倣品だと自認しており、上記サイトは模倣品販売のためのサイトであることが疑われる。

例えば、以下のサイトでは、正規代理店ではないにもかかわらず偽造した授權書を掲載した上、自身が正規代理店である旨謳っているサイトであり、加えて、ドメインについても権利者ブランド名を含むものとしているサイトである。

〈模倣品を取り扱っていない例〉



http://www.honeywell-js.com/about_12.html

上記業者へのヒアリングによると、同社は権利者より真正品を購入し、その設置工事を実施することを業としている旨自認しており、権利者企業との繋がりをPRするなどして、自身の業績を上げるために、ドメインの不正使用や上記授權書の悪用に及んでいることが疑われる。

また、例えば以下のサイトは、権利者企業の商標を自社の商号として使用している。

〈模倣品を取り扱っている例〉

「西門子」は、シーメンス社の中国語表記である



<http://www.hsimenzdq.com/index.html>

上記業者は香港で会社登記をしている企業で、権利者企業と代理店契約、あるいは販売店契約などを一切締結していないと思われ、また、同業者へのヒアリングによると、真正品と模倣品のどちらも提供できると自認しており、上記サイトで、同業者は模倣品を取り扱っていることが疑われる。

〈模倣品を取り扱っていない例〉



<http://www.hp-nb.com/contact.asp>

上記業者へのヒアリングによれば、自身で換気設備を生産、販売しており、消費者の印象に残りやすいように、有名な権利者の商標を社名にしていると自認しており、同業者は上記サイトで、模倣品を取り扱ってはいないものの、自身の業績を上げるために、上記商号の不正使用に及んでいるものと思われる。

また、例えば、以下のサイトでは、権利者企業のオフィシャルウェブサイトの URL をリンクしており、かかるリンク行為が違法となるかは検討が必要となるが、いずれにしても、かかるリンク行為を通じて、権利者企業である、もしくは、権利者企業の関連企業であるとの誤認を誘引することを企図したサイトであることがうかがわれる。

〈模倣品を取り扱っている例〉

http://www.yonghuipiju.com/

権利者企業のオフィシャルウェブサイト
http://www.chanel.com/zh_CN/

権利者企業のオフィシャルウェブサイト
http://www.hermes.com/index_cn.html

権利者企業のオフィシャルウェブサイト
http://www.dior.cn/home/zh_cn

上記業者へのヒアリングによると、取り扱っている全ての商品は、「高倣品」（精度の高い模倣品）だと自認しており、同業者は模倣品を取り扱っていることが疑われる。

なお、上記各ブランド画像をクリックすると同ブランドに関するオフィシャルサイトへアクセスされるようになっている。この点については、自身のサイトの信頼性、利便性を増して、業績を上げようとするために、権利者企業のオフィシャルサイトのリンクを貼っている可能性がある。

〈模倣品を取り扱っていない例〉

http://www.sasacity.com/help-potrdila.html

以下为授权品牌

ESPRIT edc Honeys F.N.Y. VEREENER GLENFIELD
 HOTWIND SODA SINO
 ST&SAT SAFFA KE-IT ROZAMA
 OLIVEdesOLIVE
 Tines kolomolo
 PALDING tofu

権利者企業のオフィシャルウェブサイト <http://www.esprit.com/>

権利者企業のオフィシャルウェブサイト <http://www.honeys.co.jp/>

権利者企業のオフィシャルウェブサイト <http://www.hotwind.net/>

上記業者へのヒアリングによれば、同業者は、自身が真正品を売るに当たり、真正品である旨の信ぴょう性を増加させることを目的として、権利者企業のオフィシャルウェブサイトの URL にリンクを貼っている旨自認しており、かかる目的のもと、権利者企業のオフィシャルサイトのリンクを貼ったものと思われる。なお、上記各ブランド画像をクリックすると同ブランドに関するオフィシャルサイトへアクセスされるようになっている。

3. SEO¹、広告で、ただ乗り行為をより悪質にする行為

上記に加えて、SEO やネット広告を通じて、自社の違法な PR 効果をより高めるといったパターンも散見される。

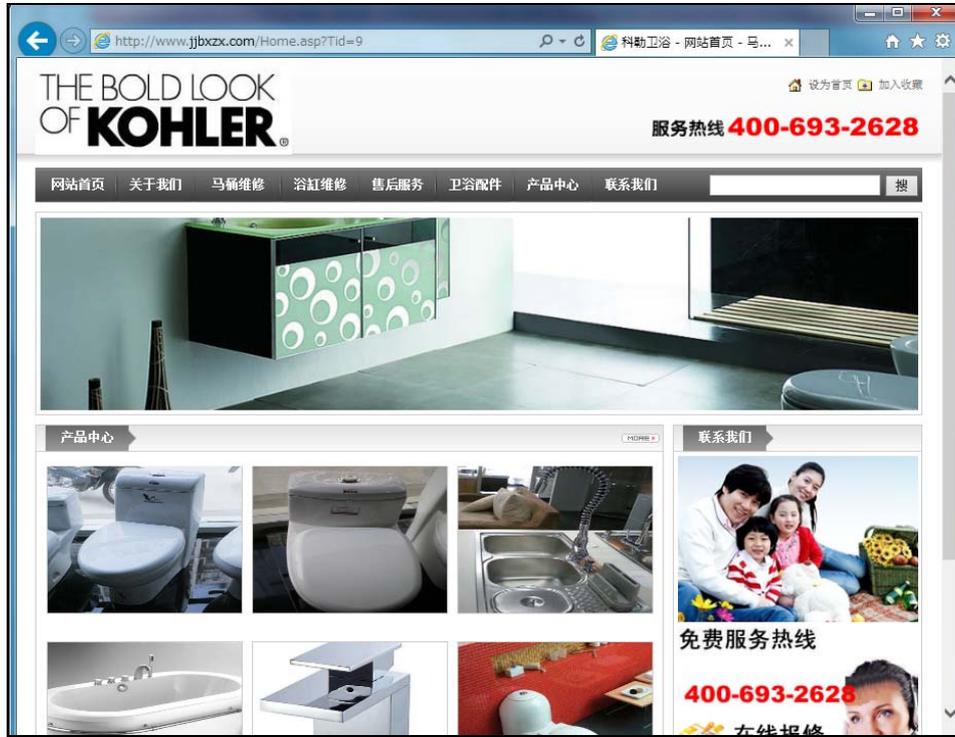
例えば、以下のサイトは、検索エンジン「百度」(<http://www.baidu.com/>)で「権利者企業ブランド オフィシャルウェブサイト」で検索した際に、表示順位が1位となるサイトであるが、実際には権利者企業のオフィシャルウェブサイトではなく、何らかの SEO 対応を実施して、検索順位を上昇させていることがうかがわれる。



検索順位 1 位にくるのは、通常は、権利者企業のオフィシャルサイトであるにもかかわらず、上記の例の場合、オフィシャルサイトは 2 位となっており、1 位には、以下のサイトがきているが、かかるサイトはオフィシャルサイトではなく、むしろ、同サイト業者へのヒア

¹ SEO は Search Engine Optimization の略称であり、検索エンジン最適化のこと。所謂サーチエンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らの Web サイトが表示されるように工夫すること。

リングによれば、模倣品を取り扱っていることは自認しておらず、模倣品の販売行為の有無は不明であるものの、自らの独立サイトを通じた行為を SEO 対応により悪質性を増している例であると考えられる。



<http://www.jjbxzx.com/Home.asp?Tid=9>

以下は、これと同様のパターンであり、「権利者企業ブランド 全国販売拠点」で検索した場合、正規代理店等が表示順位の上位にくるはずであるところ、他の独立サイトが 2 位にきており、同様に、何らかの SEO 対応が取られているものと考えられる。



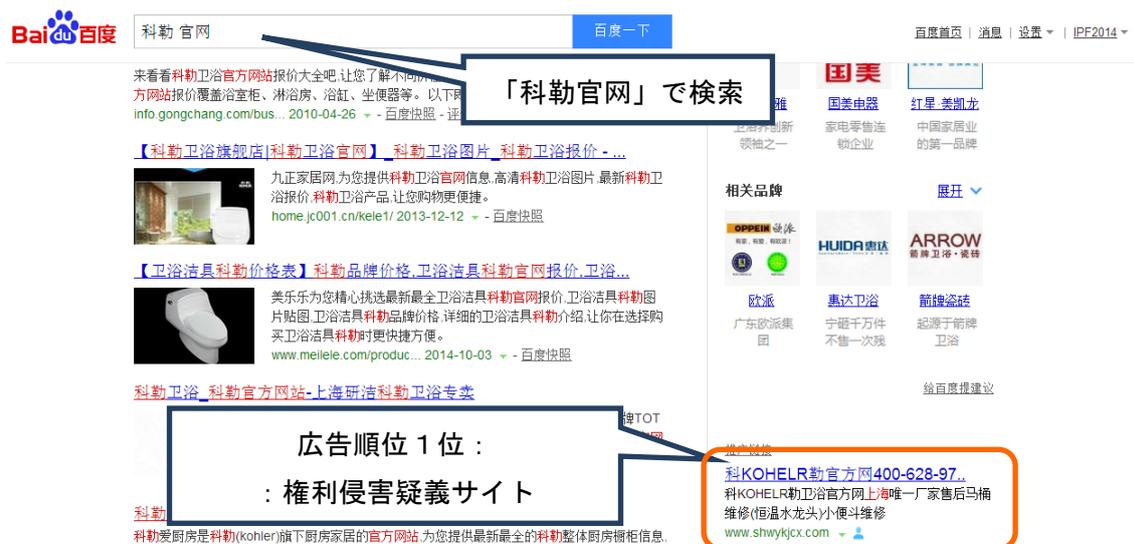
検索日 : 2014 年 10 月 20 日

上記で表示順位 2 位となっているサイトは以下のとおりであるが、同社へのヒアリングによれば、模倣品を取り扱っていることを自認せず、模倣品の販売行為の有無は不明だが、自らの独立サイトを通じた違法行為を SEO 対応により悪質性を増している例であると考えられる。



http://www.shkms.com/index.asp

また、以下のサイトは、これに類似するパターンとして、リスティング広告を通じて自身のウェブサイトの広告宣伝効果を高めているものである。



検索日 : 2014年10月20日

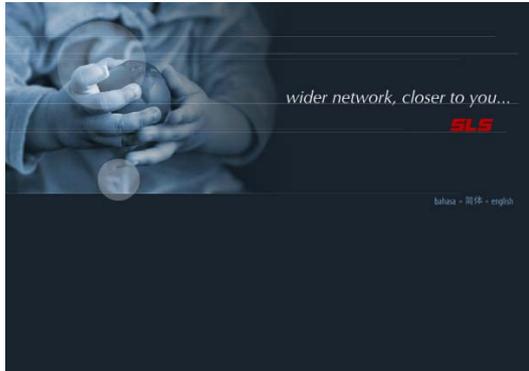
検索順位 1 位にくるのは、通常は、権利者企業のオフィシャルサイトであるにもかかわらず、上記の例の場合、オフィシャルサイトは 2 位となっており、1 位には、以下のサイトがきているが、かかるサイトはオフィシャルサイトではなく、むしろ、同社へのヒアリ同社へのヒアリングによれば、権利者製品と同じデザインの他社製品を提供できると自認したので、同社はデザイン模倣として不競法違反となり得る製品を取り扱っていることが疑われるサイトである。



また、同じく広告効果を増強させる方法であるが、上記のような SEO 対応、リスティング広告以外の手法として、以下のようなパターンもある。

すなわち、中国内に拠点を置き、模倣品販売のためのウェブサイト A を創設し、海外からのアクセスを待ち、アクセス者から注文を受けて、模倣品を輸出する場合に、中国内において調査や摘発を受けまいよう、中国内から同ウェブサイトへアクセスした場合には、何ら問題ない正規代理店のウェブサイト B 等に自動でジャンプするような仕組みを取る独立サイトも存在する。

● 中国からアクセスする場合



正規代理店

● 中国外からアクセスする場合



対象業者

<http://www.bearing.sg/>

三. 独立サイト上での権利侵害行為の状況

独立サイト上での権利侵害行為の状況に関し、件数や対応実績例等について、公開されているデータ等はないと思われ、そのため、これらの点について、関係当局、プロバイダ等からヒアリングを実施した。ヒアリング対象は以下のとおりである。

	機関名	部署名
工商行政管理局	中華人民共和国国家工商行政管理総局	市場規範管理司
	上海市工商行政管理局	市場規範監督管理处
	北京市工商行政管理局	特殊交易監督管理处
	広州市工商行政管理局	インターネット交易市場管理所
公安部	中華人民共和国公安部	経済犯罪偵査局
	上海市公安局	経済犯罪偵査支隊
	北京市公安局	経済犯罪偵査支隊
	広州市公安局	経済犯罪偵査支隊
版權局	中華人民共和国国家版權局	版權管理司
	上海市	版權処
	北京市	法規処
	広州市文化新聞出版及び広播テレビ放送局（市版權局）	版權処
知識産権局	国家知識産権局	執法管理处
	上海市知識産権局	政策法規処
	北京市知識産権局	専利法規処
	広州市知識産権局	弁公室
工信部	中華人民共和国工業と情報化部	工信部直屬通信管理局
	上海市通信管理局	弁公室
	北京市通信管理局	通迅保障処
	広州市通信管理局	インターネット管理处
プロバイダ	北京新網数碼情報技術有限公司	投訴部
	北京万網志成科技有限公司	アリババ中文站投訴部

なお、上記プロバイダは中国における2大プロバイダと言われるものであり、中国内の業者のうち8割近くがこれらのいずれかのプロバイダを利用していると言われている。また、「北京万網志成科技有限公司」はアリババの関連会社であることから、クレーム対応窓口がアリババの全般的な窓口と同一のものとなっている。

【北京新網数码情報技术有限公司】



<http://www.xinnet.com/>

【北京万網志成科技有限公司】



<http://www.net.cn/>

1. 当局からのヒアリング結果

(1) 独立サイトによる侵害行為への対応件数

以下のとおり独立サイトによる侵害行為への対応件数について、各当局において統計等を取っていないようであり、年間の案件数については各当局の感覚としての件数となっており、また、そのため「不明」という回答も多い現状であった。また、直近5年における件数の増加傾向についても、同じく「不明」との回答があるものの、総じて「増加傾向有り」の回答であった。

また、最も件数が多いのは工商局であり、次いで公安、著作権局、知識産権局であったが、これは後述のとおり、インターネット取引弁法において工商局がこれを管轄することとされていること、権利者企業側も多くは工商局を通じた対応を取っていること等が理由となっているように思われる。なお、工信部については、後述のとおり、自ら案件に対応することはなく、基本的に裁判所や他の当局の決定を受けて、必要に応じてプロバイダへ削除命令を下すという位置づけになるため、全体の案件数の増加を受けて、工信部の対応件数も増えているものと思われる。

なお、いずれも他の侵害行為（例えば、権利侵害品の販売行為等）とあわせて、独立サイトも問題になったケースという意味での件数であり、独立サイトのみが独立した問題となった事例の件数ではない点に留意が必要である。

機関		年間件数（件）	直近5年間における件数増加傾向の有無
工商局	中華人民共和国国家工商行政管理総局	数千	有
	上海市工商行政管理局	不明	有
	北京市工商行政管理局	100 以上	有
	広州市工商行政管理局	200 程度	有
公安	中華人民共和国国家公安部	100 程度	有
	上海市公安局	10 程度	有
	北京市公安局	10 程度	有
	広州市公安局	不明	不明

著作権局	中華人民共和国国家著作権局	不明	不明
	上海市	10 程度	有
	北京市	不明	不明
	広州市文化新聞出版及び広 播テレビ放送局（市著作権局）	不明	不明
知識産 権局	国家知識産権局	不明	不明
	上海市知識産権局	10 程度	無
	北京市知識産権局	10 程度	無
	広州市知識産権局	不明	不明
工信部	中華人民共和国工業と情報 化部	数百	有
	上海市通信管理局	不明	有
	北京市通信管理局	不明	有
	広州市通信管理局	ほぼなし	有

なお、以降のヒアリング項目は案件を担当する各当局へのものであり、直接担当しない国家レベルの当局については不適當であるため、ヒアリング対象から除外している。

（２） 土地管轄

各ヒアリングの結果、いずれも、当該サイトの行為主体の実態を前提に管轄を検討している。この点について、いかなる点をもって行為主体を特定、同主体の所在地を確認すべきかについては後述する。なお、サーバーが管轄内にあるだけで対応できるかについては、いずれの当局もこれまで明確に検討した例がないようであり、総じて、対応の可否・方法のいずれも不明であるとの回答であり、この点は必要に応じて今後の検討課題となるものと思われる。

機関		土地管轄
工商局	上海市工商行政管理局	管轄地域内に当該サイトの行為主体の実態がある必要あり ※なお、サーバーがあるというだけでは対応実績がないため、対応できるか否か、できるとした場合の対応方法は不明
	北京市工商行政管理局	
	広州市工商行政管理局	
公安	上海市公安局	管轄地域内に当該サイトの行為主体の実態がある必要あり ※なお、サーバーがあるというだけでは対応実績がないため、対応できるか否か、できるとした場合の対応方法は不明
	北京市公安局	
	広州市公安局	
版權局	上海市	管轄地域内に当該サイトの行為主体の実態がある必要あり ※なお、サーバーがあるというだけでは対応実績がないため、対応できるか否か、できるとした場合の対応方法は不明
	北京市	
	広州市文化新聞出版及び広播テレビ放送局（市版權局）	
知識産權局	上海市知識産權局	管轄地域内に当該サイトの行為主体の実態がある必要あり ※なお、サーバーがあるというだけでは対応実績がないため、対応できるか否か、できるとした場合の対応方法は不明
	北京市知識産權局	
	広州市知識産權局	
工信部	上海市通信管理局	管轄地域内に当該サイトの行為主体の実態がある必要あり ※なお、サーバーがあるというだけでは対応実績がないため、対応できるか否か、できるとした場合の対応方法は不明
	北京市通信管理局	
	広州市通信管理局	

(3) 取り得る措置

各当局が取り得る措置は以下のとおりである。基本的に、まず、取り扱う法分野の関係

で、工商局→商標権侵害、不競法違反、版權局→著作権、知識産権局→専利権、公安部→商標権侵害、著作権侵害といった区分となっているほか、以下の一覧のとおり、対応できるとする措置内容にも差異がある。なお、以下の区分に従って、それぞれの取り得る措置を一覧に記載しており、また、同一覧記載内容を含めたヒアリング結果の概要は以下のとおりである。

- ① 侵害行為者の実態を摘発
- ② 正式な処罰決定はない口頭での注意、警告
- ③ 処罰決定書に当該独立サイト上の違法な記載の削除を記載
- ④ 工信部（電信管理局）にサイトの閉鎖を要請
- ⑤ プロバイダに削除を要請
- ⑥ 閉鎖措置を実施

■工商局

- ・ 商標権侵害、不競法違反へ対応が可能
- ・ 模倣品販売がある場合は、①②④の対応が可能
- ・ 模倣品販売がない場合は、①の対応は困難で②④の対応であれば可能
- ・ ③については、基本的に実務上ここまでは記載していない
- ・ なお、北京の工商局については④の対応はしないとのことであったが、これは、例えば、①において処罰決定が出れば、それをもって権利者自ら工信部への要請が可能であるからとのこと
- ・ 不正商号の問題や、オフィシャルウェブサイトのリンク貼付け等の問題については、上記とは異なり、そもそも対応が難しい

※③について、これに消極的な理由は、独立サイト上の違法な記載を削除するよう処罰内容に記載した場合、最終的にこれがなされなかった場合に、未履行な処罰として残ってしまい、当局として処理がしにくいと推察される。

なお、商標を商号として使用する行為については、特に商標部分を目立つような態様で使用する場合、いわゆる商標的使用行為がある場合は摘発対象となり得るが、そうではなく、単に社名として商号を使用しているようなケースでは、消費者にとっての誤認混同等を含めた詳細な検討が必要であり、司法レベルで解決されるべき問題であって、当局においてこれを独自に判断して摘発を実施することは基本的にはできない、とされており、また、商号が違法である旨の判決がある場合であっても、当局に商号の変更を強制する権限がないことから、結果として何ら対応できないこともあり、対応できるとしても、商号の変更を命ずる警告処分、ないし事実上の注意・指導となる、とされており、実務上、不正商号への対応は困難な状況となっている。もっとも、例えば商号が違法である旨の判決を取得

後、引き続き、広告宣伝物等に当該商号を使用する場合には、これに対し摘発を実施する余地があるとのことであり、また、ウェブサイト上で当該商号の使用が継続される場合は、是正命令等の処分を下す余地もあるとのことであるため、不正な商号について勝訴判決を取得する意義があると考えられる。

また、会社の住所及び連絡先/オフィシャル HP のリンク貼り付けが不競法違反として対応可能であるかについては、「原則として対応できないが、このような行為がある場合には、その他の不競法違反行為も伴っていることが多く、その場合はどう違反行為について対応可能である」ということであり、現時点では、実務上、これらの行為への対応は困難であると思われる。

■公安部

- ・ 著作権侵害、商標権侵害へ対応が可能
- ・ いずれも①の対応が基本であり、場合によっては②の対応もある
- ・ 著作権侵害、商標権侵害のように、刑罰規定があるものは対応可能だが、例えば、商号の問題や、虚偽宣伝行為については刑罰規定がないため、それ自体を独自に対応することはできない
- ・ その場合に、著作権侵害や商標権侵害への対応の過程で派生的にその他の事項についても対応することがあるが、その場合は②の対応が中心となる

■著作権局

- ・ 著作権侵害へ対応が可能
- ・ 模倣品販売がある場合は、①②③④の対応が可能
- ・ 模倣品販売がない場合は、②③④の対応が可能

※工商局と異なり、著作権局は③の記載にもそれなりに積極的であると思われるが、この点は、著作権局においては未履行な処罰として残らないと考えているからであると推察される。すなわち、著作権局の管轄する著作権侵害行為については、後述の情報ネットワーク伝達権保護条例により、状況の深刻なものはネットワークサービス提供に用いるコンピュータなどの設備を没収できるとされており、このような強力な権限行使の存在、示唆等により、被処罰者の履行可能性が確保されやすいことから、そのため、③の記載にも相対的に積極的であるものと推察される。

■知識産権局

- ・ 専利権侵害への対応が可能
- ・ 模倣品販売がある場合は、①②④の対応が可能
- ・ 模倣品販売がない場合は、①④の対応が困難で②の対応であれば可能
- ・ 但し、①は行政調停である

- ・ ③については、基本的に実務上ここまでは記載していない

※③の理由については、工商局のそれと同じであると推察される。

■工信部

- ・ 法分野を問わず⑤の対応が可能
- ・ 但し、前述のとおり、他の当局や判決等の決定が必要で、逆にこれがあれば模倣品の販売があろうとなかろうと基本的に全て従う
- ・ なお、ドメインに関しては自らが管轄するため、他の公的書面としては判決がある場合に対応可能であるほか、これがない場合は管轄下の仲裁センターで判断する

機関		【HP 上の表記に違法行為が存在するケース】											
		著作権違反		専利権違反		商標権違反				不正競争違反			
		・ HP/商品写真/モデル/キャラクターを無断で使用		・ 意匠権/実用新案/特許		・ ロゴ/商標を無断で使用		・ 商標を商号として使用		・ 会社の住所及び連絡先/オフィシャルHPのリンク貼り付け/代理店と偽称		・ 虚偽宣伝（偽の情報を流す）	
		模倣品販売あり	模倣品販売なし	模倣品販売あり	模倣品販売なし	模倣品販売あり	模倣品販売なし	模倣品販売あり	模倣品販売なし	模倣品販売あり	模倣品販売なし	模倣品販売あり	模倣品販売なし
工商局	上海市工商行政管理局	-	-	-	-	① ② ④	②	① ② ④	②	① ② ④	②	① ② ④	②

	北京市工商行政管理局	-	-	-	-	① ②	-	① ②	-	① ②	②	① ②	②
	广州市工商行政管理局	-	-	-	-	① ② ④	②	① ② ④	②	① ② ④	②	① ② ④	②
公安部	上海市公安局	① ②	-	-	-	① ②	-	① ②	-	① ②	-	① ②	-
	北京市公安局	① ②	-	-	-	① ②	-	① ②	-	① ②	-	① ②	-
	广州市公安局	① ②	-	-	-	① ②	-	① ②	-	① ②	-	① ②	-
版权局	上海市	① ③ ④	③ ④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北京市	① ③ ④	③ ④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	广州市文化新闻出版及 广播电视台 (市版权)	① ③ ④	③ ④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	局)												
知識 産権 局	上海 市知 識産 権局	-	-	① ② ④	②	-	-	-	-	-	-	-	-
	北京 市知 識産 権局	-	-	① ② ④	②	-	-	-	-	-	-	-	-
	広州 市知 識産 権局	-	-	① ② ④	②	-	-	-	-	-	-	-	-
工信 部	上海 市通 信管 理局	⑤	⑤	⑤	-	⑤	⑤	⑤	-	⑤	-	⑤	-
	北京 市通 信管 理局	⑤	⑤	⑤	-	⑤	⑤	⑤	-	⑤	-	⑤	-
	広州 市通 信管 理局	⑤	⑤	⑤	-	⑤	⑤	⑤	-	⑤	-	⑤	-

※一覧表の記載はあくまで目安であり、ケース・バイ・ケースで対応は異なり得ます。

(4) 対応する際の留意点等

相対的に独立サイトへの対応が多いと思われる工商局においても、当該対応は今後力を入れていく分野という位置付けのようであり、これまでに確固たる対応実績や、対応ノウハウが固まっている状況ではないと考えられる。また、公安その他の当局においては、独立サイトはあくまで一つの情報源であるという位置付けであり、これを端緒とすることは

あっても、独立サイトそれ自体にフォーカスした対応は取っていないものと考えられる。

機関		対応する際の実務上の条件、ポイント等
工商局	上海市工商行政管理 局	インターネット取引弁法によって、工商局がこれを所管することになっているので、力を入れて対応する必要があると認識しており、一般に、これまでは動くことのなかった規模の大きくないものについても、積極的に対応できればよいと考えている
	北京市工商行政管理 局	
	広州市工商行政管理 局	
公安	上海市公安局	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、デッドコピー品への対応がメイン ・インターネット上の情報は、捜査の端緒となることも多い ・端緒となるものの多くは、タオバオ、アリババといったオンラインマーケットである ・もっとも、サイト自体への対応はなく、サイトを通じて事業を行う行為主体の実態への対応がメイン ・摘発を実施した場合は、当事者の身柄を拘束するため、結果として、経営不能となり、事実上サイトが機能しなくなるというケースも多い（もっとも、その場合であってもサイト自体を削除することはしていない）
	北京市公安局	
	広州市公安局	
版權局	上海市	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上での著作権侵害行為（海賊版）は比較的侵害が明らかであるので、当事者が自ら対応するケースが多く、当局に協力を求めるケースは少ないと認識している ・権利者による警告で、今のところ、十分効果が出ているということかと思われる
	北京市	
	広州市文化新聞出版 及び広播テレビ放送 局（市版權局）	
知識産 権局	上海市知識産権局	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の情報からは、専利の侵害認定のポイントが分かることはあまりないため、あくまで独立サイトは参考情報源という位置付け ・そのため、独立サイトを含めインターネット上の行為については、大きなアクションを取っていない
	北京市知識産権局	
	広州市知識産権局	
工信部	上海市通信管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害行為に対する対応は行わない ・ドメインの侵害についてはドメイン仲裁センターに

	北京市通信管理局	より実施する ・プロバイダを管轄しているため、その他の当局からの要請があれば、プロバイダに URL の閉鎖等の措置を取らせることは可能
	広州市通信管理局	

(5) 措置に要する所要見込期間

摘発等の要請から実際に摘発がなされるまでの所要見込期間、摘発から処罰までの所要見込期間は以下のとおりであった。概ね、申請から1~2週間程度で摘発がなされるとのことであったが、処罰については、1ヶ月程度~6ヶ月程度まで幅があることとされているが、この点は、刑事手続となる公安の場合には6ヶ月程度、その他の行政機関の場合は3ヶ月程度というのがひとつの目安になると思われる。なお、いずれも難易度が高い案件等の場合にはこれよりも長期間かかる可能性があるとのことであり、この点に留意する必要がある。

機関		申請から摘発までの所要見込時間	摘発から処罰までの所要見込時間
工商局	上海市工商行政管理局	1週間	3ヶ月
	北京市工商行政管理局	1~2週間	2~3ヶ月
	広州市工商行政管理局	2週間	3ヶ月
公安	上海市公安局	2週間	6ヶ月
	北京市公安局	2週間	6ヶ月
	広州市公安局	2週間	6ヶ月
版權局	上海市	1~2週間	3~6ヶ月
	北京市	不明	3ヶ月
	広州市文化新聞出版及び広播テレビ放送局(市版權局)	20日	3ヶ月
知識産権局	上海市知識産権局	1週間	3~6ヶ月
	北京市知識産権局	1~2週間	4ヶ月
	広州市知識産権局	1~2週間	3~4ヶ月
工信部	上海市通信管理局	1週間	1ヶ月

	北京市通信管理局	3日	2~3週間
	広州市通信管理局	1週間	1ヶ月

(6) 必要書類等

以下のとおり、当局への摘発等を要請時に関する必要書類は、工信部を除き、概ね権利証書、授權書、申立人身分証明書、侵害品写真（実物があればベター）というものであった。なお、工信部については、前述のとおり、基本的に処罰決定書や判決書等の公的書面が更に必要とされている。

機関		必要書類
工商局	上海市工商行政管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標登録証 ・ 授權書 ・ 申立人身分証明書 ・ 侵害品写真 ※サンプル実物があった方がベター
	北京市工商行政管理局	
	広州市工商行政管理局	
公安	上海市公安局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標登録証 ・ 授權書 ・ 申立人身分証明書 ・ 侵害品写真 ※サンプル実物があった方がベター
	北京市公安局	
	広州市公安局	
版權局	上海市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権登録証 ※あればベター
	北京市	
	広州市文化新聞出版及び広播テレビ放送局（市版權局）	
知識産権局	上海市知識産権局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 專利登録証 ・ 授權書 ・ 申立人身分証明書 ・ 侵害品写真 ※サンプル実物があった方がベター
	北京市知識産権局	
	広州市知識産権局	
工信部	上海市通信管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処罰決定書、判決、裁定など、裁判所・当局が発行した侵害認定に関する書

	北京市通信管理局	面 ※当局から直接送付される場合、権利者より送付される場合のいずれも可
	広州市通信管理局	

2. プロバイダからのヒアリング結果

(1) 独立サイトによる侵害行為への対応件数

両プロバイダともに年間数十件の案件数であり、直近5年間における増加傾向は有り、とされている。年間での対応件数がまだ数十件であることに鑑みれば、まだまだ積極的に利用されているとまではいえないのが現状であると思われる。

機関		年間件数 (件)	直近5年間における 件数増加傾向の 有無
プロバイ ダ	北京新網数碼情報技術有限公司	数十件	有
	北京万網志成科技有限公司	数十件	有

(2) 土地管轄

いずれも、自身の取引相手であること、すなわち、自身の管理下にあるサーバーを通じてウェブサイトをアップしている場合であれば、所在地を問わず対応し得るとされている。なお、中国外に所在する取引先であっても、サーバーは自社の管理下にあるため、基本的に対応に問題がないとのことであった。

機関		土地管轄
プロバイ ダ	北京新網数碼情報技術有限公司	自身の取引相手であることが必要 所在地は問わない
	北京万網志成科技有限公司	

(3) 取り得る措置

プロバイダの取り得る措置は、いずれもサイト閉鎖措置であるとされている。なお、前述と同じように以下の区分にしたがってヒアリング結果と記載する。

- ① 侵害行為者の実態の摘発
- ② 正式な処罰決定はない口頭での注意、警告
- ③ 処罰決定書に当該独立サイトの閉鎖を記載
- ④ 工信部（電信管理局）にサイトの閉鎖を要請
- ⑤ プロバイダに削除を要請
- ⑥ 閉鎖措置を実施

また、概要は以下のとおりである。

■プロバイダ

- ・ 法分野を問わず⑥の対応が可能
- ・ 違法な記載部分のみを閉鎖することは物理的にできないため、閉鎖措置を講じる場合は、結果として、サイト全体の閉鎖措置となるという意味である
- ・ 後述のとおり、閉鎖措置をとるためには明確な根拠が必要
- ・ なお、サイトの記載について、まずは、対象者へ是正を促し、是正がなされなければ閉鎖措置を取るという流れとなる
- ・ 公的書面がある場合には基本的にこれに全て従うほか、権利者の要請による場合には基本的にサイト上の記載のみから判断するため、サイトを通じてオフラインで模倣品が販売されているか否かの区別はない

機関		【HP 上の表記に違法行為が存在するケース】					
		著作権違反	専利権違反	商標権違反		不正競争違反	
		・ HP/商品写真/モデル/キャラクターを無断で使用	・ 意匠権/ 実用新案/ 特許	・ ロゴ/ 商標を無断で使用	・ 商標を商号として使用	・ 会社の住所及び連絡先/ オフィシャルHP のリンク貼り付け/ 代理店と偽称	・ 虚偽宣伝 (偽の情報を流す)
プロバイダ	北京新網 数码情報 技術有限 会社	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥

	北京万網 志成科技 有限公司	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
--	----------------------	---	---	---	---	---	---

(4) 対応する際の留意点等

いずれのプロバイダも、サイトの閉鎖措置について明確な根拠が必要とされており、明確な根拠の例として、行政機関による処罰決定書や、裁判所による判決書といった公的書面を挙げており、自ら違法性の是非等を判断して削除するという対応は基本的に取っていないと考えられる。もっとも、明らかに違法であって判断に迷う余地がない事例について、上記のような公的書面がなくとも閉鎖対応をとった例もあるようであるが、この例は現時点では必ずしも多くないと思われ、プロバイダ内でも明確な運用が定まっていないようであり、この点の運用の把握が今後の検討課題となるものと思われる。

また、基本的にサイト上の記載内容の違法性を判断対象となる（逆に、サイト上に違法な表記がない場合には閉鎖を求めることができない）とされている点に留意が必要である。

なお、本調査において、両プロバイダと面談によるヒアリングを実施したが、その際の積極性は「万網」の方が高く、逆に、新網の方はそれほど積極的ではなかったため、閉鎖措置等の是非はこのような積極性にも左右される可能性があり、いずれにしても中長期的にこれらのプロバイダと意見交換等をなし、関係を築くとともに、予測可能性を確保できるような一定の仕組み等ができることが望ましい。

機関		対応する際の実務上の条件、ポイント等
プロバイダ	北京新網数碼情報 技術有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な根拠があればサイトの閉鎖が可能 ・ 具体例は処罰決定書や判決 ・ それに匹敵するレベルで侵害行為が明らかに分かるもの（明らかな海賊版サイトや、偽物と記載してのルイ・ヴィトンの鞆を専売等）であれば閉鎖可能 ・ もっとも、それほど対応数が多いわけでもなく、明確な運用は定まっていない
	北京万網志成科技 有限公司	

(5) 措置に要する所要見込期間

いずれのプロバイダも3日以内に申請を受理し、1週間以内に閉鎖措置をとるとの回答であった。もっとも、これは前述の処罰決定書や判決書といった公的書面に基づく対応の場合の期間であって、これらが無い場合には、これよりも時間がかかるものと考えられる。

機関		申請から受理までの所要見込時間	受理から処理までの所要見込時間
プロバイダ	北京新網数碼情報技術有限公司	3日	1週間
	北京万網志成科技有限公司	3日	1週間

(6) 必要書類等

機関		必要書類
プロバイダ	北京新網数碼情報技術有限公司	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処罰決定書、判決など、当局や裁判所等が発行した侵害認定に関する公式書面 ※当局から直接送付される場合、権利者より送付される場合のいずれも可
	北京万網志成科技有限公司	※なお、上記公式書面によらない場合は、以下が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 授權書 ・ 申立人身分証明書 ・ 侵害品写真 ※サンプル実物があった方がベター

3. ヒアリング結果小括

(1) 当局を通じた独立サイトへの対応

- 当局による侵害認定がなされれば、最終的に工信部やプロバイダを通じて当該サイトの閉鎖措置の実施が可能
- 但し、当該認定を受けるためには、現時点では、独立サイト上での違法行為のみでは足りないことが多く、侵害行為者の実地における事業拠点の摘発が必要とされることが多い
- もっとも、今後は独立サイト上の違法行為のみに特化した対応も徐々に取られ始める可能性あり

- また、特に工商局において、独立サイト上の違法な記載の削除を処罰内容として明記することに消極的であるという課題あり

→当局による実地事業拠点への摘発を実施し、その中で、独立サイトへの侵害に体を求めるとの救済ルートが考えられる

→独立サイトのみに特化した対応の是非等について、当局における実務の運用を引き続き留意し、対応できるような場合には積極的に活用すべき

→独立サイト上の違法な記載の削除を処罰内容としても、プロバイダが是正要請、サイト閉鎖等の措置を取れ、未履行な処罰として残る可能性は低いことを理由に当局を説得し、積極的に、処罰内容への記載を求めるべき

- 著作権局の場合、著作権侵害について販売行為がなく掲載等がなされているのみであっても侵害行為が成立する余地があり、そのため、侵害品の販売がない場合であっても処罰等の積極的な対応が可能
- また、著作権局については、処罰決定書に当該独立サイトの違法な記載の削除も記載するとされるなど、独立サイトへの対応意識が強い

→独立サイトへの対応に相対的に積極的な著作権局の活用を積極的に検討すべき

(2) プロバイダを通じた独立サイトへの対応

- プロバイダへ直接サイトの閉鎖を求めるルートも救済可能性がある
- その場合、明確な閉鎖根拠が必要
- 明確な根拠の例は、判決書、処罰決定書といった公的書面のほか、侵害の成否がサイト上の記載のみから明らかに判断できるものとされている
- 但し、プロバイダにおいても対応実績がそこまで多くないようであり、仕組みとして不十分な側面もあり

→プロバイダへの直接のサイト閉鎖申請も選択肢とし、これが可能な場合はこれを積極的に利用すべきであるが、あわせて、プロバイダ内部においても、削除の仕組みが構築されることが望ましく、機会があればこれを要請していくべき

→プロバイダにおいて、当局の処罰決定があれば、確実に是正、閉鎖措置に動くということが当局に認識されれば、当局においても独立サイト上の違法な記載の削除を処罰内容として明記する可能性が高まると思われ、プロバイダと当局間での意向のすり合わせも有益と思料されることから、機会があればこれを実現すべき

四. 独立サイト上での権利侵害に関する関連法規・判例

1. 法令紹介

独立サイトへの対応を検討するにあたっては、前述のとおり、商標法、著作権法、専利法、不正競争防止法等を検討する必要があるが、これらの一般的な法律に加え、特に関連性の強い法規として「インターネット取引管理弁法」「インターネット情報サービス管理弁法」「情報ネットワーク伝達権保護条例」が挙げられる。これらの概要は以下のとおりである。

法律法規	概要
権利侵害責任法	民事権益を侵害した場合の権利侵害責任を規定するものであるが、その中でインターネットサービス提供者の責任も規定
インターネット取引管理弁法	消費者及び経営者の合法的な権益を保護し、インターネット経済の持続的、健全的な発展を促進することを目的として、インターネット（モバイルインターネットを含む）を通じて商品を販売する、またはサービスを提供する営業活動について、経営者の義務等を規定
インターネット情報サービス管理弁法	インターネット情報サービスの促進を目的として経営性インターネット情報サービスと非経営性インターネット情報サービスについて、それぞれ経営者が遵守すべき義務等を規定
情報ネットワーク伝達権保護条例	本条例は、著作権者、実演者及び録音・録画制作者の情報ネットワーク伝達権を保護すること等を目的とし、「著作権法」に基づき、制定

(1) 権利侵害責任法

被侵害権利者は、インターネットサービス提供者に対し、侵害サイトの削除、閉鎖等の措置を取るよう通知する権利を有し、インターネットサービス提供者は通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じなかった場合、それにより損害が拡大した部分についてインターネットユーザーと連帯責任を負うこととされており、また、インターネットサービス提供者はインターネットユーザーが自身のサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知りながら必要措置を講じなかった場合に、当該インターネットユーザーと連帯責任を負うとされている。

そのため、独立サイトへの対応としては、例えば独立サイト上の違法性を指摘してイン

インターネットサービスプロバイダに対しサイトの閉鎖等を求める通知をなし、これに応じなかった場合には同プロバイダにこれを求めて提訴すること等が考えられる。

条文	規定内容
第36条	<p>インターネットユーザー、インターネットサービスの提供者はインターネットを利用して他人の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して権利侵害行為を実施した場合、被権利侵害者はインターネットサービス提供者に対してリンクの削除、遮断、断絶等の必要措置を行うよう通知する権利を有する。インターネットサービスの提供者は通知を受け取った後、速やかに必要措置を行わなかった場合、損害の拡大部分についてインターネットユーザーと連帯責任を負う。</p> <p>インターネットサービスの提供者はネットユーザーが当該インターネットサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知りながら必要措置を行わなかった場合、当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。</p>

(2) インターネット取引管理弁法

独立サイトへの対応に関し、本弁法を通じた対応、ないし、対応のための調査等に関連する条項としては、例えば以下が考えられる。もっとも、工商局へのヒアリングによれば、そもそも本弁法の対象は、インターネット（モバイルインターネットを含む）を通じて商品を販売する、またはサービスを提供する営業活動であって、例えば、単にインターネット上で自身の商品、サービスを宣伝広告する行為についてはそもそも適用されないとのことであり、多くの独立サイト上の違法行為は、宣伝広告にとどまるものも多く、この意味では、本弁法による対応にも限界があると考えられる。

条文	規定内容	罰則
第7条	<p>インターネット商品取引及び関連サービスに従事する経営者は、法により工商登記を行わなければならない。</p> <p>インターネット商品取引に従事する自然人は、</p>	<p>警告、是正命令</p> <p>是正を拒否した場合、1万元以上3万元以下の罰金（第50条）</p>

	第三者取引プラットフォームを通じて営業活動を行うものとし、第三者取引プラットフォームに、氏名、住所地、有効な身分証明、有効な連絡方式など真実の身分情報を提示しなければならない。登記登録条件を具備する場合、法により工商登記を行う。	
第8条	ウェブサイトのホームページ又は営業活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可証に記載された情報又はその営業許可証の電子リンク標識を公開しなければならない。	警告、是正命令 是正を拒否した場合、1万元以下の罰金 (第51条)
第13条	インターネット商品経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、国家の関連規定又は商慣行により消費者に領収書など商品購入の証憑又はサービス伝票を発行しなければならない。	法律・法規に別途の処罰規定がある場合、その規定に準拠 (第49条) ※関連規定としては「中華人民共和国發票管理弁法」等が考えられる
第14条	提供する商品又はサービスの情報は真実かつ正確なものでなければならず、虚偽の宣伝及び虚偽の表示をしてはならない	法律・法規に別途の処罰規定がある場合、その規定に準拠 (第49条) ※関連規定としては「反不正当竞争法」等が考えられる
第15条	他人の登録商標専用権や企業名称権などの権利を侵害してはならない。	法律・法規に別途の処罰規定がある場合、その規定に準拠 (第49条) ※関連規定としては「商標法」「反不正当竞争法」等が考えられる
第19条	下記の不正競争行為を行ってはならない。 (一) 有名ウェブサイト特有のドメインネーム、名称、標章を無断使用し、又は有名ウェブサイトに近似するドメインネーム、名称、標章を使用し、他人の有名ウェブサイトと混同を生じさせ、消費者の誤認を引き起こすこと	反不正当竞争法第21条の規定にしたがって処罰 (第53条)
第21条	国家工商行政管理総局の規定に基づき、所在地の工商行政管理部門に経営の統計資料を報告送付しなければならない	警告、是正命令 是正を拒否した場合、1万元以下の罰金 (第51条)

第38条	<p>工商行政管理部門によるインターネット商品取引関連違法行為の摘発に積極的に協力し、不法経営の疑いがあるインターネット商品経営者の登録情報、連絡先、住所などの関連データ、資料を提供しなければならず、真実を隠してはならない。</p>	<p>警告、是正命令 是正を拒否した場合、1万元以上3万元以下の罰金（第50条）</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

また、管轄当局、管轄地、同当局に認められた権限等は以下のとおりである。

項目	概要	根拠条文
管轄当局	<p>県級以上の工商行政管理部門</p>	第39条
管轄地	<p>不法行為が生じた経営者の住所所在地 ※なお、全国範囲で重大な影響があり、消費者の権益を深刻に侵害する等の不法行為については、国家工商行政管理総局、または指定された省級工商行政管理局が管轄</p>	第41条
権限	<p>摘発時に以下の職権を行使することができる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係する当事者を尋問し、それが法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に従事したと疑われる関連事情を調査すること 2. 当事者の取引データ、契約書、伝票、帳簿及びその他の関係データ、資料を検閲、複製すること 3. 法律・法規の規定に準拠し、法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に使用される商品、工具、設備等の物品を封印し、差し押さえ、法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に使用される経営場所を封印すること 4. 講じることができるものとして法律・法規に定めたその他の措置 	第43条
	<p>情状が重大で、措置を講じて不法ウェブサイトが引き続き不法活動を行うことを差し止める必要がある場合、ウェブサイトの許可地又は届出地の通信管理部門に対し、当該ウェブサイトへの接続サービスの一時遮断又は停止を命じるよう要請することができる</p>	第45条

	<p>工商行政管理部门はウェブサイトの不法行為に対して行政処罰を科した後に、当該不法ウェブサイトを開鎖する必要がある場合、関係規定に基づき、ウェブサイト許可地又は届出地の通信管理部门に対し、法により当該不法ウェブサイトを開鎖するよう要請することができる。</p>	<p>第46条</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

(3) インターネット情報サービス管理法

独立サイトへの対応に関し、本弁法を通じた対応、ないし、対応のための調査等に関連する条項としては、例えば以下が考えられる。もっとも、経営許可証が必要であること、経営目的を逸脱してはならないことといった点は、一般的な事項であり、独立サイトへの対応を検討するにあたって大きく有益であるというものではない。他方、経営許可証又は届出番号をウェブサイト上に掲載しなければならないとの点は、これらの許可証や番号等から、当該サイトの主体を特定しうる点で、後述の調査の際、有益な情報源となり得る。

なお、営利目的→許可制、非営利目的→届出制とされているが、実務上、この区別にも曖昧なところがあり、例えば、インターネット上でコンテンツの有償ダウンロードサービスを提供している場合に営利目的とされることは比較的紛れがないが、販売業、サービス業者が、自身の製品の宣伝・広告のためにウェブサイトを開設しているような場合には、サイトの開設、存在、広告自体は、それ自体営利目的のインターネット情報サービスではないとされ、非営利目的とされることも少なくないほか、この場合であっても、サイト上の記載をクリックして製品を購入するような場合には営利目的に当たるとする例もあるなど、当局によっても判断がまちまちとなっている。

条文	規定内容	罰則
<p>第4条</p>	<p>国は、営利目的のインターネット情報サービスに対しては、許可制度を実施する。非営利目的のインターネット情報サービスに対しては、届出（以下、「ICP登録」という）制度を実施する。</p> <p>許可を得ず、又は届出手続を履行せずに、インターネット情報サービスに従事してはならない。</p>	
<p>第7条</p>	<p>営利目的のインターネット情報サ</p>	
	<p>ービスに従事する場合、省、自治区、</p>	

	直轄市の電信管理機関又は国务院情報産業主管部門に対し、インターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証（以下、「ICPライセンス」という）を申請しなければならない。	本弁法の規定に違反し、届出 процедуруを履行せずに非営利目的のインターネット情報サービスを無断で提供し、又は届け出たサービス項目を逸脱したサービスを提供した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は、期限を定めて是正するよう命じる。是正を拒否した場合、ウェブサイトの閉鎖を命じる（第19条1項）。
第8条	非営利目的のインターネット情報サービスに従事する場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関又は国务院情報産業主管部門に対し、届出 procedure を行わなければならない。届出の際には、次に掲げる資料を提出しなければならない。 （一）主な運営単位及びウェブサイト責任者の基本状況。 （二）ウェブアドレス及びサービス項目。 （三）サービス項目が本弁法第五条に定める範囲に該当する場合、関係主管部門より取得した承認文書。	本弁法の規定に違反し、届出 procedure を履行せずに非営利目的のインターネット情報サービスを無断で提供し、又は届け出たサービス項目を逸脱したサービスを提供した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は、期限を定めて是正するよう命じる。是正を拒否した場合、ウェブサイトの閉鎖を命じる（第19条2項）。
第11条	インターネット情報サービス提供者は、許可された又は届け出たサービス項目に従いサービスを提供しなければならない。許可された又は届け出たサービス項目を逸脱したサービスを提供してはならない。 非営利目的のインターネット情報サービス提供者は、有償サービスの提供に従事してはならない。	
第12条	インターネット情報サービス提供者は、そのウェブサイトのインデックスページの顕著な位置に、経営許可証番号又は届出番号を表示しなければならない。	本弁法の規定に違反し、そのウェブサイトのインデックスページにその経営許可証番号又は届出番号を表示しない場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は是正を命じ、5000元以上5万元以下の罰金に処する。 （第22条）

また、管轄当局、管轄地、同当局に認められた権限等は以下のとおりである。

項目	概要	根拠条文
管轄当局	<p>国务院情報産業主管部門及び省、自治区、直轄市の電信管理機関は、法によってインターネット情報サービスに対し監督管理を実施する。</p> <p>新聞報道、出版、教育、衛生、薬品監督管理、工商行政管理及び公安、国家の安全などの関係主管部門は、各自の職責の範囲内にて法によってインターネット情報内容に対し監督管理を実施する。</p>	第18条

なお、本弁法は、現在改正の動きがあり²、改正の方向性は必ずしも明らかではないが、かかる改正動向にも留意すべきと思われる。

(4) 情報ネットワーク伝達権保護条例

独立サイトへの対応に関し、本弁法を通じた対応、ないし、対応のための調査等に関連する条項としては、例えば以下が考えられる。もっとも、同条例は著作権法を前提に策定されたものであり、基本的に対象が著作権侵害行為に限られてしまう点で、活用できる場合も限られる。

条文	規定内容
第5条	<p>権利者の許可を得ずに、任意の組織や個人は以下の行為を行ってはならない。</p> <p>(一) 情報ネットワークを通じて公衆に向けて提供される作品や実演記録、録音・録画製品の権利管理電子情報を故意に削除、改変する、しかし技術的な原因から削除や改変を回避することができない場合を除く。</p> <p>(二) 情報ネットワークを通じて公衆に向けて、権利者の許可を得ていないことを知りながら、または知っているはずでありながら、権利管理電子情報を削除または改変した作品や実演記録、録音・録画製品を提供すること。</p>
第6条	<p>情報ネットワークを通じて他人に作品を提供する際に、以下の状況に適合する場合、著作権者の許可を得ず、また報酬を支払わなくてもよい。</p> <p>(一) ある作品を紹介や評論するため、あるいはある問題を説明するために、公衆に向けて提供する作品の中で既に発表した作品を適切に引用する場合。</p>

² http://www.gov.cn/gzdt/2012-06/07/content_2155471.htm

	<p>(二) 時事ニュース報道のために、公衆に向けて提供する作品の中で他人がすでに発表した作品をやむを得ず再現または引用する場合。</p> <p>(三) 学校の授業での教学や科学研究のために、少数の教学や科学研究の人員に向けて少量の他人がすでに発表した作品を提供する場合。</p> <p>(四) 国家機関が公務執行のために、合理的な範囲で公衆に対してすでに発表した作品を提供する場合。</p> <p>(五) 中国の公民や法人或いはその他の組織が発表済みの、漢字で創作された作品を、少数民族の言語・文字の作品に翻訳し、中国国内の少数民族に提供する場合。</p> <p>(六) 非営利的な目的のために、視覚障害者が感知することのできる独特の方法で視覚障害者に対して発表済みの文字作品を提供する場合。</p> <p>(七) 公衆に対して、情報ネットワーク上で発表済みの政治や経済に関する時事的な文章を提供する場合。</p> <p>(八) 公衆に対して、公衆を前にした集会で発表された講演を提供する場合。</p>
第10条	<p>本条例の規定に基づいて著作権者の許可を得ずに情報ネットワークを通じて公衆にその作品を提供する場合、以下の規定も遵守しなければならない。</p> <p>(一) 本条例第六条第(一)項から第(六)項、第七条に規定された状況を除き、作者が事前に使用を許可しないと表明してある作品を提供してはならない。</p> <p>(二) 作品の名称と作者の氏名(名称)を明記する。</p> <p>(三) 本条例の規定に基づき報酬を支払う。</p> <p>(四) 技術措置を取り、本条例第七条、第八条、第九条で規定されているサービス対象以外の他人が著作権者の作品を入手するのを防止し、また本条例第七条に規定されるサービス対象の複製行為が著作権者の利益に実質的な損害を与えるのを防止する。</p> <p>(五) 著作権者が法に基づいて持つその他の権利を侵害してはならない。</p>
第11条	<p>情報ネットワークを通じて他人の実演記録や録音・録画製品を提供する場合、本条例第六条から第十条の規定を遵守しなければならない。</p>

また、管轄当局、同当局に認められた権限、罰則等は以下のとおりである。

項目	概要	根拠条文
管轄当局	著作権行政管理部門	第13条、第18条、第19条等

権限	<p>著作権行政管理部門は情報ネットワーク伝達権の権利侵害行為の調査のために、ネットワークサービス提供者に対して、権利侵害の嫌疑のあるサービス対象の氏名（名称）、連絡方法、URLなどの資料を提供するよう要求することができる。</p>	第13条
	<p>本条例の規定に違反し、以下の権利侵害行為の一つが見られる場合、状況に基づいて侵害の停止、影響の取消、謝罪、損害賠償といった民事責任を負う。同時に公共の利益を損なった場合、著作権行政管理部門が権利侵害行為の停止を命じ、違法な所得を没収し、かつ10万元以下の罰金を科すことができる。状況の深刻なものは、著作権行政管理部門がネットワークサービス提供に用いるコンピュータなどの設備を没収することができる。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。</p> <p>（一）情報ネットワークを通じて勝手に公衆に他人の作品や実演記録、録音・録画製品を提供した場合。</p> <p>（二）技術措置を故意に回避または破壊した場合。</p> <p>（三）情報ネットワークを通じて公衆に提供する作品や実演内容、録音・録画製品の権利管理電子情報を故意に削除または改変するか、情報ネットワークを通じて公衆に、権利者の許可を得ずに権利管理電子情報が削除あるいは改変された作品や実演記録、録音・録画製品をそれと知りながら、または知っているはずでありながら提供した場合。</p> <p>（四）貧困支援のために情報ネットワークを通じて農村地区に提供した作品や実演記録、録音・録画製品は規定の範囲を超えるか、公告の基準に基づいて報酬を支払わないか、権利者がその作品や実演記録、録音・録画製品の提供に反対した後に速やかに削除しない場合。</p> <p>（五）情報ネットワークを通じて他人の作品や実演記録、録音・録画製品を提供する際、作品や実演、録音・録画製品の名称や作者、実演者、録音・録画制作者の氏名（名称）を明記しないか、報酬を支払わないか、本条例の規定に基づいてサービス対象以外のその他の人が他人の作品や実演内容、録音・録画製品を入手することを防止するための技術措置を取らないか、サービス対象の複製行為を防止せずに権利者の利益に実質的な損害を与えた場合。</p>	第18条

	<p>本条例の規定に違反し、以下の行為の一つが見られる場合、著作権行政管理部門が警告を与え、違法な所得や技術措置を破壊する装置や部品を没収する。状況の深刻なものについては、ネットワークサービス提供に用いるコンピュータなどの設備を没収し、かつ10万元以下の罰金を科することができる。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。</p> <p>(一) 技術措置の回避や破壊に用いられる装置や部品を故意に製造、輸入または他人に提供したか、他人のために技術措置の回避や破壊に用いられる技術サービスを故意に提供した場合。</p> <p>(二) 情報ネットワークを通じて他人の作品や実演記録、録音・録画製品を提供し、経済的利益を得た場合。</p> <p>(三) 貧困支援のために、情報ネットワークを通じて農村地区向けに作品や実演記録、録音・録画製品を提供するもので、提供前に提供する作品や実演記録、録音・録画製品の名称や作者、実演者、録音・録画制作者の氏名(名称)および報酬支払いの基準を公告していない場合。</p>	<p>第19条</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

2. 判例紹介

(1) プロバイダの責任を認めた判例

中国の主要な判例検索ツール「北大法宝 (<http://www.pkulaw.cn/>)」で検索したところ、違法な独立サイトについてインターネットサービスプロバイダの責任を認めた判例として、以下の1件の事例が確認された。

基本情報	裁判所／審級	広東省江門市中級人民法院／一審
	事件番号	(2010)江中法知初字第33号
	判決日	2012年3月
当事者等	原告	科奇公司(当事者A)
	被告	台山市新視野网络有限公司(当事者B) 北京新网数码信息技术有限公司(当事者C)
	関係者	当事者D ※具体的名称不明

<p>関係図</p>	<p>D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「coach」を含むドメインを使用したウェブサイトを開設 ・同サイトを通じて「coach」のバッグを販売 <p>ドメイン取得 →</p> <p>↑ 提訴</p> <p>A</p>	
<p>事案概要</p>	<p>「coach」ドメインを登録し、同ブランドの製品を販売するウェブサイトについて、Aは、これらのドメインの申請取得先であるインターネットサービスプロバイダB、Cに対し、商標権侵害を根拠としてこれらのサイトの閉鎖を要請し、これに応じなかったB、Cに対し、サイト閉鎖措置等、措置を取らなかったことの懈怠責任を訴求した事案</p>	
<p>経緯</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. B、Cは、Dに対して、「onlycoach.com」、「coach-coach.com」、「so-coach.com」、「hi-dreamcoach.com」、「coach-focused.com」のドメイン登録等のサービスを提供 2. Dは上記のドメインを利用し、サイト「www.onlycoach.com」、「www.coach-coach.com」、「www.so-coach.com」、「www.hi-dreamcoach.com」、「www.coach-focused.com」を通じ「COACH」のバッグを販売 3. Aは上記のドメインはAの「COACH」商標権侵害を根拠に、B、Cに警告状を送付し、B、Cにドメインサービス提供の中止を要請 4. B、CはAの要請に応じず何ら対応を取らなかった 5. AはB、CがAの商標権侵害を根拠として、B、Cを提訴し、上記ドメインサービスの提供を中止すること、ドメイン登録者及び同ドメインの運営主体の情報を提供すること、18,666元を賠償することを訴求 	
<p>判決概要</p>	<p>主文</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. B、Cは、「onlycoach.com」、「coach-coach.com」のドメインサービスの提供を中止し、Aに対して、B、Cが有する上記ドメイン登録者及び運営主体の情報を提供する 2. B、Cは連帯してAに7,000元を賠償する 3. その他の請求を棄却

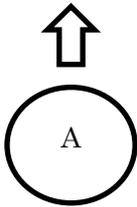
	認定に用いられた主な証拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「COACH」商標権証書等 2. 広州市、上海市の行政部門が発行した「COACH」商標の知名度認証資料 3. 「www.onlycoach.com」、「www.coach-coach.com」に「COACH」バッグが販売される事実に関するウェブページ公証書 4. AはB、Cに警告状送付に関するEMS伝票、メールのやり取り等に関する公証書
ポイント		<ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットサービスプロバイダへ違法行為の是正を通知し、これに応じなかった同プロバイダの責任を訴求した事例であり、かかる対応方法が、他の独立サイトへの対応時においても参考になる。 2. 権利侵害事実が記載される証拠は重要と思われ、本件でも当該記載に公証認証を付した公証書が証拠として提出されている。本件においても、一部のドメインのウェブサイトについて公証が実施されておらず、この点については、判決においても権利侵害事実が認定されていない。この点も必要証拠の例として参考になるものと思われる。 3. また、プロバイダの責任追及のために、前提となるプロバイダへの通知についても、同様に公証認証を付して公証書を証拠として提出されており、この点も、必要証拠の例として参考になると思われる。 4. なお、B、Cが共同被告とされ、共同して責任を負うこととされている理由は裁判例上からは明らかでない。

中国語原文：http://ipr.court.gov.cn/gd/sbq/201312/t20131218_182372.html

(2) 独立サイトの閉鎖等を認めた裁判例

以下は、同じく「北大法宝 (<http://www.pkulaw.cn/>)」で検索して確認された、独立サイトの閉鎖等が認められた裁判例である。独立サイトへの対応について、比較的シンプルな例であると思われることから紹介する。

基本情報	裁判所／審級	北京市海淀区人民法院／一審
	事件番号	(2010)海民初字第1438号
	判決日	2011年4月26日

当事者等	原告	綾致时装（天津）有限公司（当事者 A）
	被告	崔焕所（当事者 B） ※ICP 登録者 杜兴华（当事者 C） ※ドメイン所有者
	関係者	無
関係図	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;">ウェブサイト (www.jackjonescn.net) (ICP 登録者 : B、ドメイン所有者 C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「 ・ 同サイトを通じて模倣品を販売 <p>・ サイト上に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利者中国公式サイト等といった虚偽の記載 </div> <p style="text-align: center;">提訴</p> <div style="text-align: center;">  </div>	
事案概要	<p>A は、以下の行為に対し、ICP 登録者たる B、及びドメイン所有者たる C を被告として、商標権侵害を根拠にこれらの停止を訴求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイトにおける「jackjonescn.net」ドメインの使用 ・ 同サイト上における「JACK&JONES」等の商標を目立つように使用 ・ 同サイト上における権利者中国公式サイト等といった虚偽の記載 ・ 同サイトを通じた模倣品の販売 	
経緯	<ol style="list-style-type: none"> 1. C は A の商標を侵害するドメイン「jackjonescn.net」を登録 2. B は上記のドメイン名を利用したサイト「www.jackjonescn.net」を運営 3. B は、同サイトを通じ、A の「JACK&JONES」、「杰克·琼斯」商標権を侵害した衣服等を販売 4. 同時に、ウェブ上、全ての製品は真正品製造工場より供給した真正品であるとの説明を掲載し、また、「JACK&JONES」、「杰克·琼斯」といった標識を目立つように記載し、「杰克·琼斯中国公式サイト」のような説明も使用 5. B は「www.jackjonescn.net」サイトのソースコード等に手を加えることで、「百度」「Yahoo」「Google」等の検索エンジンにて、「杰克·琼斯」、「杰克·琼斯中国公式サイト」等のキーワードでの検索時、検索上位にくるように工夫 6. A は、商標権侵害を理由に B、C を共同被告として提訴 	

判決概要	主文	<ol style="list-style-type: none"> 1. B、C は、A の商標権を侵害する行為を停止し、「www. jackjonescn. net」のサイトを閉鎖する 2. B、C はドメイン「jackjonescn. net」の使用を停止し、同ドメインを A に使用させる 3. B、C はメディアにおいて、A に対して謝罪する 4. B、C は共同で A に約 200 万元を賠償する
	認定に用いられた主な証拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. ICP 登録、ドメイン所有者の検索結果 2. 「www. jackjonescn. net」サイト画面 3. 「www. jackjonescn. net」サイトから購入した権利侵害品 4. 裁判所から「支付宝」（上記サイトが利用したオンライン上の支払いプラットフォーム）に要請されて開示された同サイト上の販売記録 5. 「BAIDU」「Yahoo」「Google」等の検索エンジンにおける「杰克・琼斯」等の検索結果 6. 「支付宝」以外に被告が使用する銀行名等が記載されるサイト上の画面のキャプチャー
ポイント		<ol style="list-style-type: none"> 1. ICP 登録情報を一つの証拠資料として、ウェブサイト上の権利侵害行為の主体を特定しており、同登録の確認が重要であると思われる。 2. 商標権侵害訴訟において、対象製品の販売データは、高い賠償金を得るために有力な証拠となるが、「支付宝」を利用している場合に、裁判所を通じてこれに関するデータを取得できている点は参考にすべきと思われる。 3. 5 は権利侵害認定の主要証拠ではないが、賠償金に影響し得る悪質性を示すものとして有用であると思われ、この点も参考にすべきと思われる。 4. なお、BC が共同被告とされ、共同して責任を負うこととされている理由は裁判例上からは明らかでないが、いずれも行為主体であるという事実関係があったものと推測される。

中国語原文 : <http://www.chinacourt.org/article/detail/2013/03/id/932600.shtml>

五. 独立サイト上での権利侵害行為に対する対応策

1. 総論

独立サイトへ効果的に対応するためには、まず、侵害行為の実態や行為主体の特定といった基本的な事実関係を正確に把握する必要がある、それを踏まえて、最適の対応方針を検討、実施することが肝要となる。すなわち、まず、①事実関係の調査を実施し、②適切な対応方針を検討の上、③選択した方針を実行する、というステップで対応することが重要と考えられる。以下、これらについて詳述する。

2. 調査

(1) 調査の必要性、調査手法

独立サイト上での侵害行為に対していかなる対応を取るにせよ、まず、①侵害行為者は誰なのか、②侵害行為者はどこにいるのか、③どういった侵害行為をしているのか、を把握しない限り、適切な対応を取ることは困難である。なぜなら、①侵害行為者が特定できないとアクションを取るべき相手方が定まらず、②侵害行為者の所在地を特定しないと、管轄の当局や裁判所が定まらずこれらの選択肢が取れないこととなってしまう、③侵害行為の内容を把握しないといかなる対処法をもって対応すべきか決することができないからである。

また、独立サイト上の侵害行為への対応は、容易でないことも多く、対応するにしても時間も費用もかかってしまうことも多いため、被害の程度を可能な限り把握し、そもそも、対応する必要があるのか、やむを得ず、現状では対応を取らず放置するのかの判断が必要となることも多いと思われ、そうだとすれば、④被害の程度の把握、も必要となる。そのため、まず、これらの事項を把握するための調査が必要となる。

この点について、調査手法としては、(i) オンライン調査（オンライン上で侵害行為者、侵害疑義品に関する情報を収集）、(ii) 実地調査（侵害業者所在地、侵害疑義品販売業者所在地等に実際に赴いて取引を装い商談する等して種々の情報を収集）、(iii) 信用調査（税務局や工商行政管理局等へ提出されている侵害業者の財務データを取得し経営状況、経営指針等を把握）と言った手法が考えられ、現状にあわせてこれらを組み合わせた上実施することが肝要である。ケース・バイ・ケースではあるが、①～③のために(i)ないし(ii)を、④のために(iii)を実施することが有的であることが多いと思われるが、あくまでこれも目安であり、事案の内容に応じて必要十分な調査を実施するべきと考えられる。

(2) 行為主体の特定

特に、インターネット上の行為については、侵害行為者の特定、所在地の把握が難しいところもあるが、注目すべき点は、主として以下のとおりである。

- ① 当該サイト上に記載される企業名称、住所、連絡先
- ② 当該サイトのドメイン登録主体
- ③ 当該サイト上に掲載される ICP 登録、ICP ライセンス主体
- ④ 当該サイト上から商品ないしサービスを購入して対価を支払った際に受領する発票(領収書)の名義

基本的に、当局①～③が一致している場合には、④の確認を経ずとも、①～③で一致する業者を行為主体として、対応を進めてよいと考えられるが、①～③が一致しないような場合には④を確認することで行為主体を特定することが望ましいと考えられる。また、①～③が一致する場合であっても、これが④と異なるといったような事例においては、実質の黒幕は④であることも考えられるため、④の名義人に対して対応を取ることが効果的である場合も考えられ、④を確認することが有益な場合もあるため、この点も踏まえ、①～④の調査の是非を検討すべきと考えられる。

この点につき、①～④が一致しないような場合には、その他の事情も含め総合的に判断する必要があるかと思われるが、原則として、④の名義人が行為主体と考えることが多いと思われる。

なお、行為主体の所在地が不明であったり、中国国外であったりするような場合には、管轄を確定することができず、この場合、当局への行政摘発の要請や裁判所への民事訴訟の提起はできない。

3. 対応方針の検討

独立サイトへの対応としては、大別すると以下が考えられる。

- ① 権利者自ら警告状送付による対応
- ② 行政当局や公安等の公的機関を通じた摘発による対応
- ③ 民間プロバイダへのサイト閉鎖要請を通じた対応
- ④ 裁判所を通じた訴訟による対応

この点、上記ヒアリング結果や判例の状況等に鑑みると、②について、独立サイトに特化した対応例は多くなく、また方法論としても確立されているとまではいえない状況であり、④について、独立サイトへ個別に対応していたのでは費用対効果が合わないと思われるなど、必ずしも最優先で対応すべきとまでいえるものではない。また、①については、安価で短時間で対応できるものの送付対象業者が任意にこれに従わないリスクがあり、③については、実現すれば最も効果的な手段であるものの、侵害認定につき公的書面が要請される、あるいは

はそれに匹敵するほど侵害が明白であることが求められる傾向にあり、そもそも、かかる手段が取れないおそれもある。このように、それぞれの対応にメリット・デメリットがあるため、これらを吟味し、実務の実態等もあわせ考え、ケース・バイ・ケースで優先順位を検討する必要がある。

対応方法	メリット	デメリット
① 権利者自ら警告状送付による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・低コストでの対応が可能 ・短い時間で対応可能 	相手方任意に応じないリスクあり
② 行政当局や公安等の公的機関を通じた摘発による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的 low コストでの対応が可能 ・処罰決定を得られれば、プロバイダを通じたサイト閉鎖が可能 	実務上、独立サイトのみを対象とした摘発がなされる可能性は高くない
③ 民間プロバイダへのサイト閉鎖要請を通じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的 low コストでの対応が可能 ・サイト閉鎖を強制可能 	侵害認定にかかる公的書面等が必要とされる等、実現に一定のハードルあり
④ 裁判所を通じた訴訟による対応	判決取得後、プロバイダへサイト閉鎖を要請することをもって強制可能	<ul style="list-style-type: none"> ・高コスト ・時間がかかる

(1) 警告状送付

警告状の送付は、低コストでかつ速やかに実施できる手段として、多くのケースで用いられ、独立サイトへの対応方法としても有力な選択肢の一つとなると考えられるが、他方、警告に応じて侵害行為を中止するか否かは相手方の意向によるところが大きく、特に、相手方の遵法意識が低い場合は、警告状を無視して侵害行為を継続するケースも少なくない。そのため、そのような場合には、他の対策を検討する必要があるが、この点、警告状を送付したことで相手方の警戒が強まり、その後の証拠収集等が難しくなるおそれがある点に留意が必要である。そのため、警告状に応じない場合のその後の対応も予め検討しておき、警告状送付前に証拠収集を終えておくことの可否を検討の上、必要な場合は、送付前に収集を終えておくべきである。

(2) 行政摘発、刑事摘発

前述のヒアリング結果からも分かるとおり、管轄地域内に当該サイトの行為主体の実態がある必要あるため、まず、前述の調査によりこれが特定されている必要がある。また、

同じくヒアリング結果に鑑みれば、独立サイトの存在のみでは摘発が実施されにくい、あるいは、されたとしても口頭ベースの事実上の警告・注意処分と言ったレベルに留まる可能性が高いため、その他の違法行為とあわせて摘発を要請することが望ましいと考えられる。すなわち、模倣品在庫や、不正な広告・宣伝物品等の所在を把握し、これへの摘発を要請するとともに、その際あわせて、独立サイトの閉鎖も要請するといった摘発要請の仕方になると考えられる。また、公安摘発の場合、ヒアリング結果にもあるとおり、経営主体の身柄を拘束することで、事実上、独立サイトも含め営業停止に追い込まれることもあり、公安摘発が実施可能となるほど違法経営金額が高額な案件に限定されるものの、これが活用できる場合には、活用を検討してよいと考えられる。

また、処罰決定書に、独立サイト上の記載の違法性が記載されれば、その後、プロバイダによる当該記載の是正、閉鎖措置等に繋がる可能性があることから、ヒアリング結果に鑑みれば現状では一般的にこの記載がなされていないという現状もあるものの、粘り強く交渉するなどして、当局へ処罰決定書への記載を求めるべきである。

なお、当局への摘発要請にかかる必要書類は前述のとおりであり必ずしも公証した証拠が必要とはされていない。もっとも、特にウェブサイト上の情報は変化しやすいことに鑑みれば、状況に応じて公証をしておくことも有用と思われる。具体的には、独立サイト上の違法行為について、当局による違法認定がほしい場合や、その後に訴訟を予定している場合等が考えられる。他方、独立サイト上の侵害行為の停止を主たる目的とする場合には、仮に公証を経ていないがゆえに、当該侵害行為がなくなってしまったとしても、それ自体目的の達成となるため、公証しておく必要はないと考えられる。

また、当局による摘発対象は侵害行為主体であって、インターネットサービスプロバイダではないため、当局への摘発要請の際、同プロバイダへのアプローチは基本的に不要である。

また、一般論として、事案が軽微であるような場合には、公安はもとより工商局も動かないおそれがあり、また、侵害認定が困難であるものについても同様に動かないおそれがある。この点は、独立サイトへの対応においても同様に当てはまり、特に、ウェブサイト上の侵害行為は被害が数値化しにくく、相対的に軽微な案件であると捉えられがちであることから、独立サイト上の違法行為以外にも多くのまた認定が相対的に容易な違法行為があること（例えば、模倣品在庫を有していること等）を付加して摘発を要請し、より摘発がなされやすくすることが考えられる。

(3) プロバイダへのサイト閉鎖要請

プロバイダへのサイト閉鎖要請は、独立サイトに対して直接的、強制的に対応でき得る点で、最も活用が期待される対応であるが、他方、ヒアリング結果にもあるとおり、そもそも、

仕組み等が構築されておらず不透明であり、対応実績もそこまで多くなく、どのような場合にどの程度利用できるのか、が不透明な部分が残る。もっとも、本調査におけるヒアリングにより、「原則として侵害認定にかかる公的書面が必要、例外的にそれに匹敵するほどの侵害の明白性があれば公的書面がなくとも対応可能」という枠組みがあると確認されており、特に後者については実際にも海賊版サイトやルイ・ヴィトンの模倣品専売店といった独立サイトに対し公的書面なくしてサイト閉鎖対応を取った事例もあり、この点の活用可能性も含め、選択肢として検討してよいかと思われる。なお、この点については、今後、プロバイダ内で仕組みが構築され、サイト閉鎖の条件や窓口、所要見込期間等の見通しが立つことが望まれる。

(4) 民事訴訟

独立サイト上の侵害行為に対する民事訴訟での対応は、費用対効果に鑑みれば、必要性をよく吟味した上で実施するということになると思われる。この点は、独立サイト上の侵害行為に限ったことではないが、特に独立サイト上の侵害行為は、いわばインターネット上の記載の違法性のみであり、それ自体による直接的な侵害行為の経済的規模は大きくない場合もあるため、より慎重な検討が必要と思われる。

また、民事訴訟の対象としては、独立サイトの運営主体のほか、前述の裁判例のように当該独立サイトに対しドメイン取得サービスを提供するインターネットサービスプロバイダへ提訴するルートもあり、独立サイトの運営主体の所在把握の困難性、判決に対し任意に履行する可能性、損害賠償請求に対しこれを支払う資力の有無等について、インターネットサービスプロバイダの方を被告とすべき場合もあると思われ、訴訟戦略を検討する際はこの点も念頭に置くべきと考えられる。

なお、管轄裁判所は、基本的に被告の所在地、侵害行為地等を管轄する裁判所となるが、「最高人民法院によるコンピュータネットワーク伝達権に関わる紛争案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」(2012年)³によれば、第15条において「権利侵害行為地には権利侵害で訴えられた行為を実施したネットワークサーバー・コンピューター端末機等の設備の所在地を含む。権利侵害行為地や被告の居住地の確定が困難な場合または中国外にある場合は、原告が権利を侵害する内容を発見したコンピューター端末機等の設備の所在地を権利侵害行為地とみなすことができる。」とされている。もっとも、実務上は、ネットワーク・サーバー・コンピューター端末機の所在を把握することは容易でないほか、仮に把握したとしても、裁判所においてこれに該当しないと判断され受理されないということもあり、実務上はこれらを理由として管轄を取ることが難しいのが現状である。

³ <http://www.chinacourt.org/law/detail/2012/12/id/146033.shtml>

独立サイトに対する民事訴訟における証拠については、同サイトのキャプチャー画面について公証認証手続を付し、これにかかる公証書を証拠とすることが多いと思われ、サイト上の記載内容は刻々と変化することも少なくないことから、提訴時の提訴内容を証拠内容の整合性にも留意する必要がある。

(5) その他

工信部（通信管理局）へのサイト閉鎖要請という手段も考えられるが、前述のとおり、同局は自ら案件を対応しないとしており、他の当局等による認定結果があればプロバイダへ閉鎖を要請することがあるに過ぎず、また、プロバイダも当該認定結果があれば閉鎖措置をとるとしており、必ずしも工信部（通信管理局）による閉鎖の要請は必要としていないと考えられるため、基本的に、かかる手段の必要性は高くないと考えられる。

インターネット調停センターを通じた調停による対応については、これも選択肢の一つとして考えられるものの、相手方がの任意の出席が前提となり、かつ解決には相手方との最終的な合意が必要となるなど、前述の警告状の送付と同様に、相手方の意向によるところも大きく、これで解決しない場合には、その他の対策の検討が必要となる。他方で、かかる調停に特有のメリットも大きくないように思われ、それほど重要な選択肢とはならないように思われる。

自社の公式ウェブサイトにおいて、違法な独立サイトについて顧客向けに注意喚起をすることも、自社に関心をもつ消費者や取引先へ注意をうながすことができ、かつ費用もさほどかからないために効果的であるが、他方、違法な独立サイトが乱立しているような場合には、そのうちの一つを知ること、「他にもあるかもしれない」との懸念を抱き、ひいては、どれを信用していいかわからない、などとして買い控え等に繋がるリスクも否定できない。そのため、自社の公式ウェブサイトにおいて注意喚起をする場合には、正しい情報もあわせて提供し、同時にサイト閲覧者に安心感を与えることが肝要と考えられる。

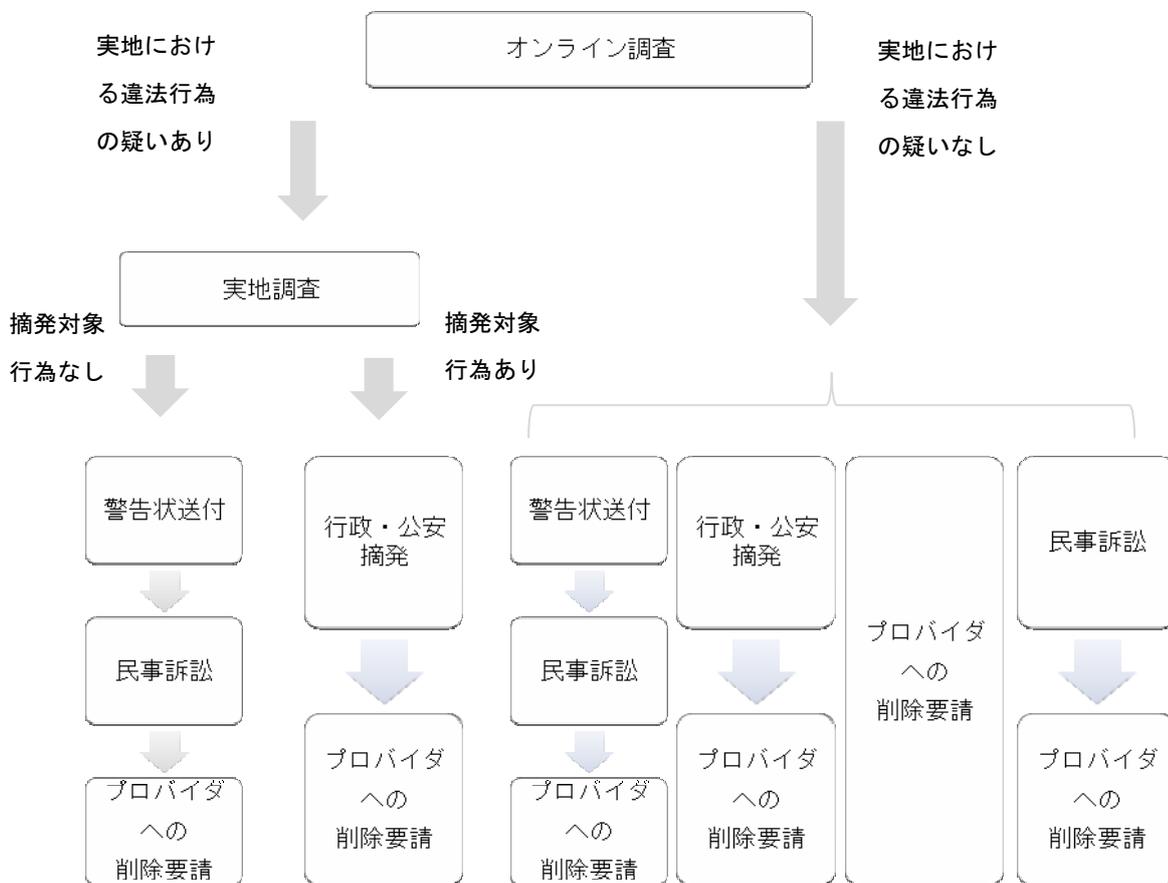
中国において最も利用されている検索エンジンである「百度」について、違法な独立サイトを検索結果から排除することができるかについては、「百度」にヒアリングしたところ、「百度推广⁴」の利用者であればそのような対応が可能であるが、その他については対応できないとのことであり、かかる「百度推广」の利用者が必ずしも多いわけではなく、違法な独立サイトにはこれを利用してないものの方が多く含まれると考えられるため、現時点で、独立サイトへの有効な対策手段とまではいえないものと考えられる。

⁴ 百度によるリスティング広告サービス

六. 独立サイト上の権利侵害行為に対する削除手段（簡易マニュアル）

以上を前提に独立サイト上の権利侵害行為に対する削除フロー及び留意点をまとめると、以下のとおりである。

● フロー



- 留意点

- ・ 実地での違法行為がある場合には、これと独立サイトへの対応を合わせて検討
- ・ これがない場合には独立サイトのみへの対応を検討

－実地における違法行為がある場合

項目	留意事項
オンライン調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査により以下を把握 <ul style="list-style-type: none"> －独立サイト上の違法行為の内容の特定 －同サイト主体の特定 －同主体の事業概況の把握 －実地での違法行為の疑いの有無、内容の把握 ● オンライン上の情報収集等を中心とし、実地調査と異なり出張旅費等がかからないため、調査費用は低額にできる
実地調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査により以下を把握 <ul style="list-style-type: none"> －実地における違法行為の内容の特定 －模倣品を取り扱っている場合には、模倣品在庫を保管する倉庫所在地の特定 ● オンライン調査で判明した情報と重複する調査項目を省くなどして、可能な限り調査費用を抑えることができる
警告状送付	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法行為があったとしてもそれが軽微であったり、違法性の認定が難しかったりすることにより、当局が摘発に動かないような場合には、警告状を送付 ● 警告状送付後、相手方がこれに従わない場合に、その後訴訟を提起する場合には、警告状送付前に証拠の収集（ウェブサイト画面のキャプチャー、同キャプチャーへの公証認証手続等）を終えておく必要がある
行政・公安摘発	<ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、模倣品の押収や不競法違反の内容の記載のあるパンフレット等の押収といった摘発が考えられるが、摘発要請時、独立サイト上の具体的な違法な記載の内容を当局に伝え、これも処罰対象として処罰決定書に明記してもらうように要請する

	<ul style="list-style-type: none"> ● 当局は、実務上、上記のような明記をしていないことも多いと思われることから、「処罰決定書に記載がなされればその後プロバイダによって確実に削除される」といった点を伝え、当局を説得する必要がある ● 相手方に摘発という一定のプレッシャーがかかった状態下で、権利者企業より警告状を送付することで、相手方が任意に独立サイト上の記載を是正する可能性が高まることもあり得るため、摘発後に権利者企業より警告状を送付することも検討する
民事訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ● 警告状送付や、行政摘発・公安摘発で独立サイト上の記載を是正できない場合は、民事訴訟による解決を検討する
プロバイダへの削除要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立サイト上の記載が違法である旨の記載のある処罰決定や判決があるにもかかわらず、相手方が任意にこれに従わない場合には、当該処罰決定書・判決書をもってプロバイダへ是正を要請する

一実地における違法行為がない場合

項目	留意事項
オンライン調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査により以下を把握 <ul style="list-style-type: none"> －独立サイト上の違法行為の内容の特定 －同サイト主体の特定 －同主体の事業概況の把握 －実地での違法行為の疑いの有無、内容 ● オンライン上の情報収集等を中心とし、実地調査と異なり出張旅費等がかからないため、調査費用は低額にできる
実地調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地における違法行為の疑いがない場合、特段の事情がない限り、オンライン調査に加えて実地調査をする必要はない ● オンライン調査では判明していない事項で、特に必要かつ有益な情報が実地調査において取れる可能性があるといった特段の事情がある場合には、実地調査を実施する

警告状送付	<ul style="list-style-type: none"> ● 当局が摘発に動かない、訴訟するまでの被害規模ではない、予算の問題で費用をできる限り抑えた対応を取る必要がある、といったような場合には警告状の送付を検討 ● 警告状送付後、相手方がこれに従わない場合に、その後訴訟を提起する場合には、警告状送付前に証拠の収集（ウェブサイト画面のキャプチャー、同キャプチャーへの公証認証手続等）を終えておく必要がある
行政・公安摘発	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立サイト上の違法な記載がある点のみでは、案件の規模が小さいといった理由から、当局が摘発を実施しないことも多いため、当局を説得する必要がある ● 例えば「たとえ処分内容が警告のみとなったとしても、処罰決定書に記載がなされればその後プロバイダによって確実に削除される」といった点を伝え、当局を説得することが考えられる
民事訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ● 警告状送付や、行政摘発・公安摘発等のその他の対応で独立サイト上の記載を是正できない場合は、民事訴訟による解決を検討する
プロバイダへの削除要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 侵害行為が明確である場合には、プロバイダへ直接サイト上の違法な記載の是正を要請する ● 上記明確性を高める手法としては、弁護士による意見書や、鑑定機構による鑑定書の提出が考えられるが、この点は費用対効果を踏まえて検討する ● 独立サイト上の記載が違法である旨の記載のある処罰決定や判決について、相手方が任意にこれに従わない場合には、当該処罰決定書・判決書をもってプロバイダへ是正を要請する

(付録)

京東ネット削除マニュアル

(1) 削除したいリンク URL を確認

・ <http://item.jd.com/●●●●●●●●●●.html>

(2) 京東ネットのホームページにアクセスし、①「オンラインチャット」または②「メール」を選択

京東ネット URL : <http://www.jd.com/>

(ログインには、ユーザーIDが必要なため、ユーザー登録が必要)

「京東 HP ホーム画面」



「消費者帮助中心」ページ画面



- ① → オンラインチャット
- ② → メール

① 「オンラインチャット」画面



② 「メールアドレス案内」画面



(3) 申請内容

1. 削除対象リンクの URL
2. 理由

(4) リンク削除手続申請

- ・ 必要書類を「オンラインチャット」または、「メール」にて送付する
- ・ 通常リンク削除手続に必要な書類は以下のとおり
 - ・ 権利者身分証明（営業許可書、現在事項全部証明書等）
 - ・ 権利証明（商標権証書、著作権証書等）
 - ・ （代理人の場合）代理人への委任状
 - ・ （代理人の場合）代理人の身分証明（営業許可書）
 - ・ リンクの権利侵害状況
 - ・ 権利侵害と判断した理由（模倣品だと判断されたポイント等）

※個別に資料が異なる場合もあるため、その場合は、個別に問い合わせ

(5) 京東による審査

資料提出後約1週間以内に、京東から、審査結果報告

メールでの申請の場合はメールで、チャットでの申請の場合はチャットで報告がなされる

(6) 審査結果

削除対象者へ京東から連絡

侵害が認定された場合、侵害リンクが削除される

侵害が認定されなかった場合、提出資料等について再度検討後、再申請等を検討

(7) 備考

上記以外に、問い合わせ、削除申請等は、電話で行うことも可能

電話は、予約制となっており、予約方法は、以下のとおり



「電話予約」画面



当当ネット削除マニュアル

(1) 削除したいリンク URL を確認

・ <http://product.dangdang.com/●●●●●●●●●●.html>

(2) 当当ネットのホームページにアクセスし、①「オンラインチャット」または②「メール案内、入力画面」を選択

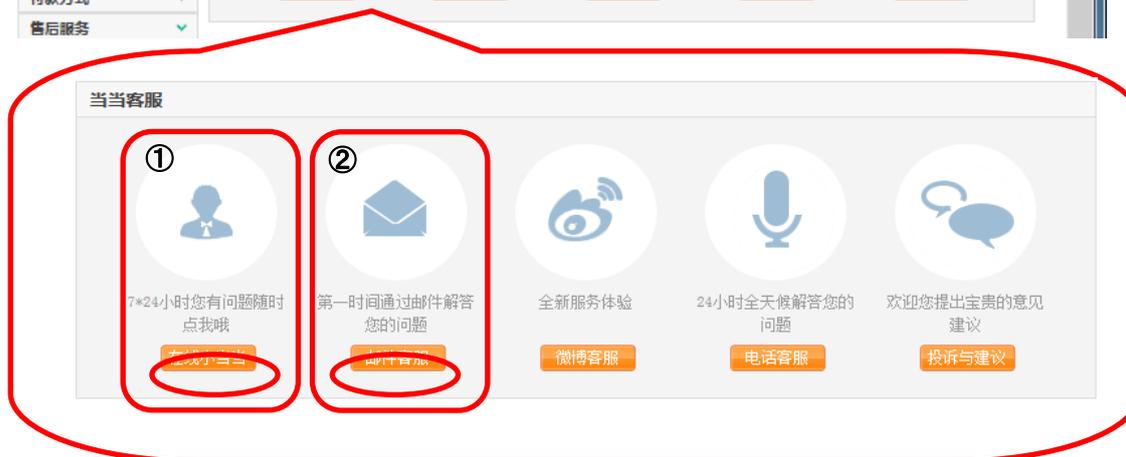
当当ネット URL : <http://www.dangdang.com/>

(ログインには、ユーザーIDが必要なため、ユーザー登録が必要)

「当当 HP ホーム画面」



「帮助中心」ページ画面（画面中心部）



① → オンラインチャット

② → メール

① 「オンラインチャット」画面



机器人小当当为您提供售前咨询服务；与订单相关的问题，请您使用当当账号！

同时，为了更好的为您提供服务，请您填写下列信息

姓名：*

邮箱：

注：带*号的为必填项

氏名

メールアドレス

24小时在线客服 - Google Chrome

robot.dangdang.com/WebIm/forward?id=51236699

机器人-小当当 (2014-12-08 18:44:53)

您好，我是机器人-小当当！

会员晋级标准调整

银卡会员：
如果您最近连续12个月内累计合格购物金额达到或超过888元或出版物消费金额达到或超过166元，您将会成为银卡会员；

金卡会员：
如果您最近连续12个月内累计合格购物金额达到或超过1880元或出版物消费金额达到或超过388元，您将会成为金卡会员；

钻石卡会员：
如果您最近连续12个月内累计合格购物金额达到或超过2880元或出版物消费金额达到或超过586元，您将会成为钻石卡会员。

热点问题

- 礼券的优惠码是什么啊
- 如何激活礼券
- 我用QQ登录购买的电子书，怎样登录手机读书客户端
- 订单购物满“*”元未包邮，查询原因
- 订单还没到，要催单
- 支持货到付款吗？
- 取消订单
- 补开发票
- 怎么退货
- 订单号

输入（文字、電子データ）

発信

Powered By 智问软件

- ・権利者身分証明（営業許可書、現在事項全部証明書等）
- ・権利証明（商標権証書、著作権証書等）
- ・（代理人の場合）代理人への委任状
- ・（代理人の場合）代理人の身分証明（営業許可書）
- ・リンクの権利侵害状況
- ・権利侵害と判断した理由（模倣品だと判断されたポイント等）

※個別に資料が異なる場合もあるため、その場合は、個別に問い合わせ

(5) 当当による審査

- ・当当社内の担当部署へ通知
- ・当当から審査結果報告
- ・メールでの申請の場合はメールで、チャットでの申請の場合はチャットで報告がなされる

(6) 審査結果

- ・削除対象者へ当当から連絡
- ・侵害が認定された場合、侵害リンクが削除される
- ・侵害が認定されなかった場合、提出資料等について再度検討後、再申請等を検討

(7) 備考

上記以外に、問い合わせは、電話で行うことも可能
詳細は、以下のとおり

・「電話」画面



电话客服

服务时间：7*24小时

服务热线：010-51236699；400-106-6666

按键说明（若咨询订单相关问题，需提供订单号）：

选1 - 物流及退换货处理进度自助查询：自助语音查询订单状态、预计

选2 - 促销与购买问题：购买前问题、促销活动、电子书等业务咨询；

选3 - 订单及送货问题：订单查询、修改，配送范围、时间、运费及物流问题服务；

选4 - 退换货、款项、发票问题：退换货问题受理及进程查询、款项（到款、退款）查询、发票业务

选5 - 其他投诉及建议：客服服务投诉，假货问题等服务受理；

选6 - 礼品卡及大宗采购：礼品卡及大宗采购专用通道。

電話問合せ受付時間

電話番号

音声ガイダンスにしたがって、番号を選択する。

本件での問い合わせは、「5」を選択

[経済産業省委託事業]

中国独立サイト上での権利侵害行為への対策研究

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

TEL:021-6270-0489

FAX:021-6270-0499

2015年2月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2015年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。